

平成22年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成22年9月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年9月14日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年9月14日	16時42分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教 育 長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	会 計 管 理 者	平野 勉	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総 務 課 長	小野龍雄	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	企画政策課長	岩坂唯宜	教育学習課長	毛利俊治		
	財 政 課 長	安永靖文	教育学習係長	酒井智明		
	税務住民課長	重松俊彦				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

- | | |
|------------|--|
| 1. 後藤 信 八 | (1) 国民健康保険税の課題について
(2) 消防行政について |
| 2. 松 石 信 男 | (1) 高齢者が安心して暮らせる基山町をめざして
(2) 水道料金の引き下げについて |
| 3. 原 三 夫 | (1) 基山町まちづくり基本条例について
(2) 防災無線について |
| 4. 品 川 義 則 | (1) 町職員の人事管理等について
(2) 全国学力調査について
(3) 小学校の外国語活動について |
| 5. 池 田 実 | (1) 総合計画実施計画について
(2) 基山町HPについて
(3) 後期高齢者医療制度について |

～午前9時30分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第1 一般質問を議題といたします。

まず最初に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤信八議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

皆さんおはようございます。

3番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問を行います。

相変わらず質問項目をちょっと欲張り過ぎまして多いですので、1回目の質問は少し早口に行きます。

質問の第1の項目は、基山町の国民健康保険税の課題についてであります。平成20年4月の後期高齢者医療制度導入に連動する形で国保税の改定が行われ2年を経過しました。21年度の決算も出た段階で国保特別会計の決算状況についての質問をするとともに、加入者である町民にとって非常に重い負担となっておる国保税の現状と課題について問います。

まず第1に、平成20年、21年度の決算収支についてですが、1つ目、歳入、歳出額、差し引き収支額、実質単年度収支額を提示ください。

2つ目、収支の結果について主な要因を述べてください。あわせて20年の税率改定時の事業予測との比較において主な差異を述べてください。

第2、国保税の推移と現状について確認します。

平成17年から21年までの国保税額、被保険者数、1人当たりの国保税額について年度ごとに御提示ください。

2つ目、平成21年度の国保税の職業別内訳はどうなっているか、年金生活者、自営業者、農林業者、給与所得者等の税総額、1日当たり税額についてわかる範囲で御提示いただきたい。

3つ目、国保税は18年度に大幅に改定して、かつ20年度も改定しましたが、この2回の改定で加入者の負担は幾らふえたのか、年金生活者、自営業者、給与所得者ごとにモデル例で御提示いただきたい。

4つ目、近隣市町との比較で21年度の主な税率と1人当たりの税額を御提示ください。近隣市町は鳥栖市、みやき町、上峰町、それから福岡県の小郡市と筑紫野市との比較を御提示いただきたい。

5番目、基山町の国保税負担が高いとされている理由は何かを述べてください。

第3に、国保税の今後についてであります。近い将来、基山町が急速に高齢化する中で今後国保の加入者はふえると考えるが、町としてどのように予測しているか、加入者数と加入率について5年後、10年後の予測があれば提示いただきたい。

2つ目、国保会計が21年度以降も黒字が続く場合、国保税をどのように考えるか。医療改革全体の問題もありますけども、現時点の運営状況を踏まえてどのようにするか回答いただきたい。

3つ目の国保の県内統合の話ですが、これはもう先のことなので時間の関係で今回は質問としてはカットします。したがって、回答は不要でございますので、よろしく申し上げます。質問の2項目めであります。消防行政についてであります。

各地域の消防団については、火災に加え風水害等の災害から町民の安全・安心を守る役割がますます重要になる中で、その消防団の運営に対する町民の負担のあり方について町民の立場で率直にお聞きします。

第1に、21年度の消防費用の内訳を御提示ください。

第2に、各部消防団運営にかかわる町と町民の負担についてどのような原則があるのか、また実際の町民の負担にはどのようなものがあるのかを述べてください。

第3に、町民に負担を求める根拠は何なのかを述べていただきますようお願いいたします。それから第4に、各部消防団の消防施設の補助基準についてお聞きします。

1つ目に、基山町の消防施設に対する補助金交付に関する要綱によりますと、消防格納庫の補助基準が工事費の3分の2以内、2,000千円限度となっているが、格納庫の実態からして少な過ぎるのではないかと。

2つ目、同じ広域消防を構成する近隣市町はどのような基準になっているか。

3つ目、消防格納庫は本来町が主体に整備する施設ではないかと。町民の負担が重過ぎるのではないかと。

4つ目、国の消防組織法に照らして町と町民の負担割合について早急に見直すべきと考える。町の考え方を聞かせていただきたい。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。

後藤信八議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初、1としまして国民健康保険税の課題について。(1)平成20年度、21年度の決算状況、アとしまして歳入、歳出、差し引き収支、実質単年度収支ということでございます。基山町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明書の20ページの(2)の表を御参照いただきたい

と思います。平成20年度につきましては、歳入総額1,674,439千円、歳出総額1,575,292千円、差し引き額がプラス99,147千円、これより前年度繰越金35,090千円を差し引きますと、実質単年度収支は64,057千円でございます。平成21年度につきましては、歳入総額1,792,132千円、歳出総額1,647,230千円、差し引き額がプラス144,902千円、これより前年度繰越金99,146千円を差し引き基金積立金15,236千円をプラスしますと、実質単年度収支は60,992千円でございます。

イの収支結果について主な要因と20年度税率改定時の事業予測との主な差異をとということでございます。まず、平成20年度の単年度収支の主な要因としましては、歳入の前期高齢者交付金が概算で414,091千円交付されておりましたが、平成22年度が精算年でありまして、これが58,990千円ほど超過交付されていることが確定し、平成22年度で差し引き調整することになりました。歳出の後期高齢者支援金につきましては、14,630千円ほど多く支出していることがわかりました。差し引き44,360千円が超過交付されていること、また経営状態がよいということで国より7,000千円の調整交付金が交付され、合わせて51,360千円になりますけれども、これが64,057千円の収支の主な原因であります。20年度の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金につきましては、平成22年度の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金で調整をされております。

それから次に、平成20年度税率改定時の事業予測との差でございますが、平成20年度の保険税率改正につきましては、一般被保険者の保険料必要額を316,629千円と推計し、収納予定率を95%、実質単年度収支が10,900千円と見込んでの保険税率改正を行いました。先ほど主な収支の要因を御説明いたしましたが、大きくかけ離れてはいないものと考えております。

(2)国保税の推移と現状についてでございます。アの平成17年から21年度までの国保税額、被保険者数、1人当たり国保税額を提示ということでございますが、これは千円単位で申し上げさせていただきます。平成17年度、国保税額が381,447千円、被保険者、これはどうしましょうか、国保税額、平成18年は526,739千円、平成19年度が527,603千円、平成20年度、456,903千円、平成21年度、442,021千円ということです。それから、被保険者数でございますけれども、平成17年度が5,589人、18年度、5,523人、19年度、5,509人、20年度、4,096人、21年度、4,034人でございます。

それから、1人当たり国保税額です、国保税額を被保険者数で割り崩しますと、平成17年度が68千円、それから18年が95千円、19年度が95千円、それから平成20年度が111千円、それから平成21年度は109千円でございます。

次に、イの21年度の国保税の職業別内訳どうなっているかということでございますけれども、国保税については世帯課税方式になっておりますので、職業別内訳とかの統計上の課税データがございません。

ウの18年と20年の税率改定で加入者の負担は幾ら上がったのかとモデル例で提示せよということでございます。これにつきましては、平成17年度試算額、それから平成20年度試算額、

そして平成17年と平成20年の対比ということで申し上げます。

年金収入2,000千円、65歳以上夫婦世帯ということですが、17年度が63,900円、それから20年度が162,900円、それから17年と20年の対比が差が99千円ということでございます。

それから、年金収入3,000千円、これも65歳以上の夫婦世帯ということですが、17年度が171,400円、それから20年度が318,300円、17、20の対比が146,900円、それから自営業所得者ということで、これ2,000千円ということでございますけども、これは40歳以上夫婦、未成年の子供2人というモデルでございますが、17年度が249,100円、それから20年度が408,900円、対比が159,800円でございます。それと、給与収入で3,000千円ということでございます。これも40歳以上の御夫婦で未成年の子供が2人ということですが、17年度が243,500円、20年度が398,600円、対比としまして155,100円となっております。

エの近隣市町と比較して税率と1人当たり税額をということ、21年度ということでございます。これにつきましては、所得割合計の率と、それから1人当たり税額予定額、これをお示ししたいと思います。

所得割合計率としましては、基山町が13.0%、それから鳥栖市が12.5%、みやき町が14.2%、上峰町が13.5%、小郡市が12.3%、筑紫野市が10.1%でございます。

それから、1人当たり税額の予定額ということでございます。基山町は109,574円、鳥栖市が98,511円、それからみやき町は106,432円、上峰町が100,390円、小郡市が124,174円、筑紫野市は89,391円でございます。

オの基山町の税負担が高いとされる理由は何かということでございます。基山町の国民健康保険税が高いと思っておられる方は多くいらっしゃると思いますが、と同時に医療費も高いということです。給与収入4,000千円、所得が2,660千円ということです、40歳代の夫婦、未成年の子供2人の4人家族、資産は0というモデルを設定した場合の保険税は、県内の順位では上から6番目で、税額は494,800円でございます。1位は562,500円となっております。基山町の場合でも収入の12.37%となり、確かに家計の中でも大きな比率だということでございます。

また、1人当たりの税額が県内でトップであるのにモデル試算では6位という現象についての御説明をいたしますと、基山町の場合、軽減世帯の割合が圧倒的に少ないということがございます。平成20年度の県平均の軽減世帯の割合は45.22%に対して基山町は34.27%と県内一の低さであります。全体の税額を全体の加入者数で割りますので、1人当たりの税額は数値が高く出てしまうということになります。

(3)の国保税の今後についてということですが、アの21年度の現状及び5年後、10年後の加入者数、加入率の予測があれば提示せよということでございます。現行制度と同じゼロ歳から74歳までとして推計しますと、現在は4,080名、加入率25%、平成27年は4,501名、加入率29%、それから平成32年は4,695名、加入率31%という予測をしております。

イの22年度以降も黒字が続く場合、国保税をどう考えるかということでございますけども、

平成22年度につきましては歳入では税収の大幅な減少や前期高齢者交付金の減があり、また保険給付につきましても高い水準で推移しておりますので、単年度収支の黒字は難しいのではないかというふうに思っております。基本的には予備費については保険給付費の3%程度を確保した上で収支の黒字が見込まれるときは基金に積み立てを行っていきたいと考えております。

次は、2の消防行政についてに移ります。

(1)の21年度の基山町における消防費用の内訳をということでございます。常備消防費が213,141千円、これも千円単位にさせていただきます、非常備消防費が26,180千円、それから消防施設費が33,020千円、それから水防費が6千円でございます。

それから、(2)の各消防団運営に係る町と町民の負担についての原則をということ、町民の負担はどのようなものがあるかということでございますけども、町の負担としては団員の被服や消防自動車等の貸与または維持管理に関すること並びに各部の運営に関する補助でございます。町民の皆さんの負担としましては、地元消防団の運営費の一部負担と施設建設補助外負担ということでございます。

(3)町民に負担を求める根拠は何かということです。現在の消防署が発足する以前から地域の安全・安心は地域で守るとの考えのもと自衛消防団として消火活動等を担ってきた経緯がございまして、地元活動の一環として負担をお願いをしておるということでございます。

(4)の各部の消防施設の補助基準について、アで補助金要綱によると、工事費の3分の2以内、2,000千円限度となっているが、格納庫の実態から低過ぎるのではということでございますが、施設規模に関しては各部それぞれの考えがあると思いますが、最低規模としては消防車の格納スペースと団員の休憩施設と考えます。これまで上限2,000千円の補助で各部了承のもと実施しておるということです。

イの広域消防を構成する近隣市町はどうなってるのかということです。鳥栖市、みやき町、上峰町、それぞれの格納庫建設費につきましては市町の全額負担となっております。ただし、みやき町については合併特例交付金の活用、上峰町につきましては防衛費補助の活用を図り、町支出の縮小を図ってあるということでございます。

ウの格納庫は本来町が主体に整備する施設ではないのかと、町民負担が重過ぎるのではないかというような御指摘でございますが、自衛消防団としての考えのもと、格納庫建設に関しましても各部それぞれに実情は違っており、各部の実情に合った格納庫を建設されるものと考えます。それに対して町は負担限度額を設定しておるということでございます。

エの消防組織法に照らして町と町民負担について早急に見直すべきじゃないかということでございますが、今までの格納庫建設に当たった経緯等からして、現在見直しは考えておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

大変丁寧に回答いただきましてありがとうございました。

質問項目、少し多過ぎましたので、再質問は、特に聞きたい項目のみを中心に行います。

まず、第1の国保の決算についてですが、回答は非常に長く、要は現役世代からの支援金である前期高齢者交付金が大きく超過交付になったと、そのために黒字になったということでありますけども、それだけでしょうか。例えば後期高齢の導入で老人保健拠出金が2年間で80,000千円以上予定よりも少なく出るとか、そういうことがあるようですので、構造的に国保の負担が減ったという一面も言えるんじゃないかと私は思うんですが、その辺はどうですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほどの御質問なんですけども、国保の20年度の黒字、単年度収支が前期高齢者の分が一応今のところ20年度分の精算が翌々年ということがございますので、今回55,000千円程度、58,990千円ですね、超過交付されてるということで、今年度に前期高齢者の相殺するという形で58,990千円減額になっております。さっき言われました老人保健拠出関係と照らし合わせますと、中身が超過、今年度につきましても平成21年度ですね、21年度につきましても当初前期高齢者交付金につきましては410,000千円、20年度でですね、21年度で430,000千円一応交付金が来てますけども、さらに翌々年精算になりますので、来年度はまた超過交付になるということを思っていますので、そういうふうなことでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ちょっと質問の趣旨とちょっと違いますが、要は前期高齢者交付金のことはよくわかりました。21年度決算で430,000千円もらったやつがまだ23年度また精算せないかんということですね。それはわかりましたけども、要は125,000千円という、2年間でですよ、値上げして2年間で125,000千円も単年度黒字が出とるわけですね、60,000千円ずつ。その分が全部そういうことだけなんですかということ聞いてるんですけど。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

一応20年度につきましてが64,057千円と、21年度の単年収支が60,992千円ということがございますけど、これは前年度の繰越金、20年度につきましては35,090千円、21年度につきま

しては99,146千円程度前年から繰り越した分がありますので、そんなに数字的には一応120,000千円ぐらいの2年間で繰り越しになっていますけど、繰越金並びに前期高齢者の超過交付金を考えますと、そんなに単年収支、数字的に見ればなっていますけど、実際のところは健全になってるというふうに考えております。（「ようわからん」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

前年度繰り越しのことはわかっていますけど、実質単年度収支ちゅうのは、その年の正味の黒字でしょう。だから、いずれにしましてもこの2年間で正味の黒字が125,000千円出たということではないんですか、補助金の多い少ないは別にしてですよ。これ私この2年間の税込、国保税収は870,000千円ありますけど、14%に相当するんですよ。偶然かもしれないけど、20年度に国保を改定して値上げしたと。この率が大体1人当たりで平均15ということですから、上げた分だけ、人が見たら、知らない人が見たら上げた分だけ利益が出たんですねということになるんですよ。それをこの黒字額の大きさについて町として今どういうふうに考えておるのか、ちょっとその辺をお伺いします。

議長（酒井恵明君）

町として、答弁は町長ですか。（「いや、どちらでもいい」と呼ぶ者あり）担当課長でいいですね。健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

済みません。何回も同じことを申し上げるようでございますけども、20年度につきましては64,057千円ということで、あと単年収支が超過交付金は何回も申しますけど58,990千円程度ございまして、それから後期高齢者の支援金とか余分に歳出してるということもございましたんで、差し引き44,360千円を20年度の単年収支から引きますと19,700千円程度ぐらいの黒字しかないと。それと、21年につきましては60,992千円が単年収支になってますけれども、これも療養費給付金負担金がこれが翌年精算になっていますので、21年度分が260,000千円弱ぐらい超過交付があっております。それを差し引いて25,850千円引きます、60,992千円から引かまして前期高齢者交付金を20年度並みに超過交付されるということを差し引いていきますと10,000千円弱ぐらいのかえって単年の赤字になるということになってますので、2年間の120,000千円、数字的にそういうふうになってますけども、差し引きすると分析するとそういうふうにはなっていないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

この論議をずっとするつもりはありません。いずれにしましても22年度の最終決算の状況を見ながら、また改めて申し上げますけども、いずれにしましても町民から見たら収支差し

引きが144,000千円あって、21年度決算で、2年間で正味の実質単年度黒字の合計が125,000千円にもなるということについてはオープンになる、外に出るわけでありまして、そのことについてきちっと説明できるものを持つてかないかんというふうに思います。

ずっと時間がないですので、大事なところに行きます。

次の国保税について行きますが、5年間の推移を聞きました。18年度も大幅改定しておりますので、あえて17年から確認しました。17年には1人当たり68千円だったのが18年に95千円、21年には109千円、41千円1人当たり上がってます、6割、60%1人当たり上がったということで、基金枯渇という危機感があつたにしろ、かなり急激な負担を町民に強いたなあということを改めて確認しました。確認ですが、統計データのことは、もういいです。ないというのを、ないものねだりしてもしようがありませんが、今後基礎データとして絶対必要になるということの意見を申し上げときます。

問題は3つ目の加入者の負担モデルを回答いただきました。1人当たりで直すと軽減されとる方も全部入りますので、全体は低く出るというふうに思ったからモデルで聞きました。1人当たりの平均アップよりはるかに大きな個人ごとには払ってる人は大きなアップになるということも改めて確認しました。年金2,000千円の方でこれ2.5倍ですか、それから3,000千円の方で1.8倍、自営業者、これ自営業者所得で2,000千円ですから収入はもっと多いと思いますが1.6倍、給与収入も1.6倍と。特に例えば自営業者の方は家族構成によっては400千円というレベルですね。この数字改めて町長どんなふうに思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かにこの数字といいますが、400千円の398千円というようなのを見ておりますと、かなり負担額多いなという実感は私も持っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

軽減されてる方が基山が一番低くで三十何%あると。したがって、その軽減分も含めて払ってる人が過激に払ってるということなんですよ。そのことを行政の皆さんは認識をきちっとしていただきたい。やっぱり18年に大幅に上げましたね、介護含めて6.9から12に、ほぼ倍近く上げると。ただ、その上に立って20年改定で1%上げて、あわせて均等割とか平等割も全部上げた。したがって、これから申し上げますが、ある程度所得があつて軽減措置がない方ですね、それはもう全部ダブルパンチ、トリプルパンチで来とるわけですね。家族が多ければ、なおさらアップと。例えば今後どんどん加入者がふえてくると見られる年金生活者は所得が100%補足されますね。その上に例えば私の地元にもたくさんおりますけども、退職金を受け取らずに企業年金に振りかえて年金で暮らしてる方がたくさんおられます、

それも年金にして。そういう方の負担は所得割の負担が過激に大きいわけですね。その上に平等割、固定負担も当然のしかかると。やっぱりパトロールしているいろいろ聞いてみますと、年額400千円とか500千円の方もたくさんおられます。何でこんなに高いのかなというのが、もう本当に率直な実感であります。例えば個人的な意見ですけども、これ所得割が極端に大きい人ですね、所得割が大きい人は、国保全体の中で所得割で税金を負担しとるわけですから、逆に言えば基礎的負担であるんですね。この平等割とか均等割を軽減するというようなことも考えられるんじゃないんですかね。その辺どうですか。わかりますかね、意味は。（「わかります」「応能負担にせえちゅうことだ。均等割ば安せるといこと、所得割は高過ぎる」「国保の会計」「均等割を安くしろといことや」と呼ぶ者あり）課長、ちょっといいですか、もう一回。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

何かどちらか回答するか、そりゃ御自由ですよ。均等割とか所得割は、本来所得が少ない方に最低でもこれだけ負担していただきたいという基礎的負担の位置づけですわね、この分は。したがって、例えば所得がなければ所得割もなくて、各均等割や平等割も軽減されるという形に今なってますね。所得割が大きければ、その最低限の負担と言われるところが大きな負担になるわけですよ、所得割自体でたくさん払ってるわけですから。その辺もこれ税制の仕組みの中に入るんで難しいかもしれませんが、そういう考え方についてちょっと意見をお願いします。（「そぎゃん難しなかよ。率ば変えろ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

おっしゃってることは私もわかっておるところでございますけども、今すぐそれじゃそれをやっていいのか、また逆のメリット、デメリット受けられる方もあろうかというふうにも思いますので、その辺のところはこれからいろいろな方面から検討していかなきゃいかん問題かなと、今ここでそれじゃという話でもない、ただおっしゃってることは確かにそうだろうというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

一般質問なんで、要求しとるわけじゃないんで、私が今言うた考え方について理解をいただければ、それで結構です。やはり高額負担を防止するという意味から、この制度設計について基本的にもう一遍考え直すべきではないかという意見を持っております。

私は5月の第2回の臨時会で国保税の限度額の引き上げに反対しました。そのときの引き

上げ理由に所得再配分の考え方を国保の中に持ち込んでおられて、取れるところから取るという説明もありました。そのことが絶対納得いかなかったんで、限度額アップには反対したわけです。所得再配分の考えは本来所得税でやるべきであって、国保は相互扶助ですわね、保険ですから、相互扶助を目的とする医療保険にそういう所得再配分の考えを持ち込んでいいのかというのは基本的に私は疑問持ってます。4,000千円の年金の生活者が高額所得者なんでしょうかね。金持ちですかね。わずかなけなしの、なけなしのちゅうたら失礼ですけど、大事な退職金を企業年金で運営してる人が大半ですよ、こういう人たちは。そういう人たちが試算すると450千円の国保税払うんですよ。そのことを本当にこの設計された方がわかっておられるのかなと。3,000千円の年金生活者が介護を含めて300千円の保険料ですよ。その辺のことが余りにも高いという認識を、もう一度我々もそうですし町の皆さん方も持っていただきたいということを思いますけども、そういう負担が重いという認識について町長の意識を、認識を再確認させていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに先ほどから数字も見ておりますし、お話も伺っておりますと高いということは、もう私もここではっきり確認を、認識をしたわけでございますけども、だからといってそれを制度的に本当にどうすればよくなるのかという問題は、また別に考えなきゃいかんことじゃないかというふうに思いますので、ただかなりの負担だなということは申し上げておきたいというふうに思います。（「一般会計から入れればよかつちゃん」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

議員の方をお願いいたします。

発言者以外の議員の発言を、私語を禁止します。後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

その認識でぜひお願いしたい。ちなみに現役の皆さんの場合、例えば佐賀県の協会けんぽに中小企業の方、3,000千円の年収で大体私試算しますと大体160千円ですね、介護含めて。五分五分ですから、事業主負担がありますからね、そのくらい現役の皆さんは医療費も使わんということになってますけど、今後の制度設計の中でぜひ見直しを要求、要望しておきます。

ただ、今高いと申し上げたのは基山が高いということがあるわけですね。先ほど所得割の合計率と1人当たりの税額を提示いただきました。何で小郡、筑紫野と比較したかと。やはり福岡都市圏ということを基山はしょっちゅう言われます。職員の皆さんの人件費も福岡都市圏だから高いと、ラスパイレスも高いというふうに説明も受けました。税はあくまでも所得のレベルの問題がありますから、福岡県のほうとの比較をしてもらいました。1人当たり平均でこうですから、鳥栖や筑紫野市とは相当大きな、小都市はこれ相当この率で1人当た

りの税額これだけ高いということは所得の水準が高いか構成が違うかいろいろあるでしょうけど、いずれにしても回答が高い理由の中に医療費が高いというふうについていつも言われます、基山はですね、医療費がかかっていると。お聞きしますが、1人当たりの医療費、つまり療養諸費は、例えば鳥栖と比べてどういうレベルでしょうか。ちょっと回答してください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほどの質問なんですけども、1人当たりの療養費につきましては、あくまでも20年度の収支報告書なんですけども、これが2年後ぐらいしか出てきませんので、一応20年度を参考にお示しをしたいと思います。

基山町が20年度の1人当たりの療養費が321,138円で7番目です、安いほうからですね。それと、鳥栖市が18番です。372,684円でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ちょっと20年でしょう。320千円もなるかな。私の試算では、1人当たりの保険給付額にしても260千円ぐらいにしかならんですけど、私ちょっとここで言いたいのは、基山は医療費が高いから保険料も高いというふうに説明をずっと今まで受けてきました。実際は鳥栖市のほうがはるかに高いですね。鳥栖市は国保会計赤字になって大変な状況になっということは聞いていますけど、国保税、例えば今1人当たり98千円、99千円、鳥栖市は99千円に対して372千円、療養諸費がですね、1人当たり、かかる医療費に対して国保税何ぼ払うとるかという率からすると、鳥栖は27しかならんですね。基山は先ほどの321千円でもこれ35、4、私の試算では41%。要はかかる療養費に対して保険税皆さんが幾ら払うとるかということについてちょっと医療費が極端に高いわけでもなし、やはり基山のほうが保険料が高いということになるわけです。そのことをもう少しきちっと比較対照しといていただきたい。

もう一点、先ほどの高い理由の中に軽減税が少ないからと、軽減されとる方が佐賀県よりも四十何%に対して基山は32%ですか、管内で一番低いということがありましたが、要は軽減が低いということは所得水準が高いということですか、加入者の平均的な、平均的かどうかわかりませんが、所得水準が高いということですかね。要は所得補足可能な方が、あるいは逆に言えば物すごくふえてると、年金生活者とか、急激にですね。そのことではないんですかね。その辺の軽減税率が低いということについての認識はどうですか、分析は。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほど後藤議員が申されましたように、基山町の軽減世帯の割合が県平均からすると圧倒的に少ないということで、基山町が34.27%、あと県の平均が45.22ということになっております。これにつきましては、基山町の国保加入者の年金生活者の方が国保の年金の方じゃなくて社会保険からの年金生活者が多いんじゃないかなろうかというふうに一応思っております。それで、ほとんどが会社に勤めてからやめられて国保に加入されてるということで、年金の額が相当違うんじゃないかなろうかというふうに一応うちのほうで考えております。高い要因としては、一応全体で割り返しますので、軽減世帯が少ないと1人当たりの保険税は上がっていくというような計算式になりますので、一応そういうことが原因だと一つ思っております。

それと、先ほどから出てました均等割、平等割、あと所得割の関係なんですけども、現在一般と退職の方を含めまして6種類あります、療養費と介護とあと後期高齢の支援金ですね、合わせますと一般と退職で6種類になります。それを今どの辺に一番負担が来ているのかという分析やっておりますので、またそれが出次第、またお示ししたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

もうこの消防のほうも大事なあれがありますんで、余りませんが、20年度の国保税改定の際に私も議員の初年度で議決に賛成をしておりますので、自戒の意味を込めて申し上げますが、思いとしては、所得水準がある程度基山は高い、これからも年金所得者、退職者等がふえて高くなる、払う方がですね、なのに小郡や筑紫野のように税率をコントロールせずに税率まで高くし過ぎたんじゃないかなと。20年度の改定に18年と19年で実質単年度はほぼとんとんですわね、18年に改定しましたから。さらに後期高齢の導入のいろんな混乱の中で15%も上げてると。そのことが今の町民の負担を過激にしとる要因ではないかなあと。自分も賛成しておりますから何も言えませんが、その自戒を込めてこの件について町長どう思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっとよくわからなかったんですけども、要するに18年に上げました。そして、20年にまた上げた。18年のときには、もう6.89ぐらいでぐっと抑えて、それまでは基金があったからそれでずっと来れたんだと。そして、周りを見てみると、やはり10%前後というようなことでしたから、これは基山町もそうしないと、もう基金が枯渇したからということでした。それから、もう20年は1%というようないろんな要素があってようになったんだと思います。それはどうだったのかなという疑問もあるわけですが、

今は高いというか、負担が率が高いというのはどうでしょうか、はっきりしたことは私も存じませんが、一般会計からの繰り入れというのがよそはあってる部分もあるのかなという感じがします。しかしながら、これはもう基山町でも一般会計から繰り入れたらというような話はずっと以前からあったわけでございますけども、それについては私自身ちょっと疑問も感じておりますし、やはり公平、何が公平かということなんでしょうけども、公平性の立場からして一般会計から国保にというようなことはちょっと踏み切れない部分があるということでございますので、その辺の率の問題かれこれ、また勉強していきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

一般会計からの繰り入れ、私もちょっと調べてみましたけども、基山が20年度で収入に対して78,000千円で4.6、小郡も247,000千円出してますけど4.8、鳥栖が350,000千円出して収入に対して5.4、筑紫野が626,000千円も出して7.8%も一般会計から補てんしてますんで、ここは相当大きな補てんをしないとということで、それなりにあれですけども、そんな極端に、ただこの辺のこともぜひ一部の国保の皆さん方のために税を使うのはおかしいという表現も何度か聞きましたけども、回答もですね、大体町の予算なんていうのはほとんどのことが一部の人の一部のところに利益が行く、町の全町民に全員に均等に利益の行く事業なんてないわけで、ほとんどですね、だからそれは理屈にならんと私は思っております。いずれにしても国保は一般会計のように10年、20年かけて事業して何十億円も使うとかということはないわけです。したがって、基金も本来は不要やし、要は町債発行とかもないわけですね。基本的には単年度収支、2年ぐらいのスパンで単年度収支を追いかけていくちゅうのが本当は保険運営だと思うんですよ。上げ過ぎたら下げる、下げ過ぎたら上げるということもあってしかるべきなんですよ。ため込んでいて、何かのときに出すちゅうタイプの会計じゃ私はないと思いますよ。そのことを認識して、2年間利益が出過ぎたら翌年はどうせないかんかちゅうことを考えるのが町の役割だと思うんですよ。そのことを認識して、いずれにしてもこの22年度の決算の状況を見ながら、またいろいろ意見言わせていただきますんで、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上で国保を終わります。

次に、消防ですか。広域消防の消防費のことはあえて確認しました。広域消防の常備消防費用と消防団を地元で運営するために非常備消防費用のレベルの違いをあえて確認して、消防団がいかに協働で成り立つとるかということを確認しました。要は2つ目以降は町民負担の問題ですから、これちょっと確認したいことをまとめて申し上げます。消防組織法の第7条では、消防は条例に従い市町村長が管理する。8条では、市町村の消防に要する費用は当該市町村が負担するとあります。法令からすれば、消防に関する費用はすべて町が負担す

るというのが法令の趣旨ですね。ただ、歴史的に消防は自衛消防団という歴史を経過しとることもありますから、いわば本当の究極の共同作業であったこともよくわかります。したがって、例えば回答のように地元消防など運営費の一部を町民が負担するというのは私は理解します。ただ、施設建設とか設備とかを住民が負担せないかんということに対しては、率直に疑問を持っておりますので、そのことについての確認をいたします。

まず1点目、確認ですが、基山町消防団は条例で設置されています。規則で本部及び各部署も設置されています。条例では、これでいくと町の組織になりますね。ただ、この補助金要綱の中では第2条で消防施設等を設置しようとする団体に一部補助すると書いてある。確認しますけども、消防団は町の組織ですか、あるいは町民団体ですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

消防団は町の組織となります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

町の組織ということであれば、この要綱は表現等を変えて、町の組織に補助するという考え方はおかしい形になりますね。この辺のことで条例と規則の整理が必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

一番お聞きしたい2つ目ですが、補助金の要綱の基準では工事費の3分の2以内、2,000千円を限度とするとなっております。これ逆算すると3,000千円で格納庫を建てろというぐらいの意味ですね、3分の2以内2,000千円ですから。この要綱はいつできたんでしょうか。古い要綱をそのまましとるんじゃないですか。どうですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

要綱作成については昭和43年に施行されておると思います。この経緯については、基準のない補助金等をさまざまな補助金が町の補助として出されておりましたので、補助の基準をほかの補助金等も、補助金を町の支出として出す場合はそういう基準を策定しなさいというような一斉の指導等もあっておりました、今回そういう43年に制定されておると思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

恐らく43年要綱を廃止して現要綱62年となっておりますからそうだったんですが、要

は四十数年以上前の基準のままだということですね。それだと格納庫ぐらいは3,000千円くらいでできた時代ですね、家1軒七、八百万円でできとった時代ですから、それだったら理解できますが、その後ずっと見直しはしたんでしょうか。したけど、基準は変えなかったのかどうか、その辺をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

改正につきましては、平成3年6月10日に改正をしておりますけど、補助金のその3分の2、2,000千円についてはその部分は改正はしてないと思っております。ただ、その補助の限度額、それから3分の2の施設の補助につきましては、その当時の施設費が大体幾らぐらいかかっておったかというのはちょっとわかりませんが、確かに物価が上昇しているのは行っております。ただ、この施設の整備につきましては、あくまでも自衛の消防団の施設ということで、町の考えとしては地域の消防の中の施設として一つの考えを持っておりましたので、その部分は扱っておりません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

もうそのことを議論しよったら時間がありませんので、最後の回答の補助金基準の見直しは考えてないということではありますが、納得いきません。町民の率直な思いとして消防格納庫のような施設に対して多額の町民負担があるということは納得いかんという人は非常に多いです。特に私のような新興住宅地の中では、ほとんどの皆さんがそういう意見であります。しかも、同じ広域消防を構成する鳥栖やみやき町は上峰は、いろいろなお金が使い方は別にして全額市町負担でやってると。今、私の地元で、地元というか一部、3区、8区、9区、12区ですか、を構成する一部消防団で格納庫建設の問題が上がってます。これで町民負担は10,000千円を超えるというふうに言われてます。本部も合わせて40人を超えて車両も大型のポンプ車ということで少し大き目の格納庫が要するという話になるわけではありますが、2,000千円限度ですから10,000千円以上の負担が来ると、非常に大きな負担ですよ、町民にとって、10,000千円という金額聞いただけで。町の設備に、先ほど消防は町の組織と言われましてから、その町の組織の格納庫を、消防車の格納庫を置くのになぜそれだけ多額の負担をせないかんかと。もともとこの基準を見直しておけば、3分の2ということで8,000千円、12,000千円の金額だと8,000千円ですわね、助成金は。要は消防組織法の先ほどの本来の趣旨に基づいて基準と限度額を見直すべきじゃないかと思うんですが、町長どうですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今、後藤議員おっしゃってること、確かに町の組織であるということ、それに住民がそれぞれに負担するちゅうのはおかしいんじゃないか、それからまた額についても、これはもう時代錯誤といえますか、昔の金額であって、今にはそぐわないんじゃないかというようなことの御指摘でございます。そういうことも私もなるほどという部分もあるわけでございます。したがって、将来的にはこれは見直していくべきだというふうに私も今思っております。しかしながら、従来からの経緯からしまして、やはりそこそこの一番直近は3部でございましたか、もこの要綱によってつくっていただいているというような、そういうこともございまして、そこそこ住民の方、人口とかあるいは格納庫の規模とか、その辺のところそりゃ違うわけでございますけども、それでもそれで今までやってきていただいておりますということでございますので、今までを完全に無視して今度直近のそれを目の前から変えますというようなことはちょっと私もここでは申し上げかねるということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

見直さないかんといい認識で将来的にということになれば、そりゃその時点でまた同じようなことが起こって、前の年にやったやつどうするんやと、この種の制度の改定なりはどっかの時点でどこかで前と後ろが発生するわけで、そりゃどんな状況の中でも、そのことについてぜひいろんな難しい問題もあるかもしれませんが、規模とか大きさも違うし、また基本的にそりゃ1部の問題とか3部の問題とか去年にやった2区のほうのそりゃ、だけど結局納得してやっていただいとると思いますが、実際は本心は町民の皆さん、何でこんな負担せんないかんのという心は思っていると思いますよ。そのことを頭に描いていただいて、この補助金の見直しについてぜひよろしくお願い申し上げたい。やはり青天井に補助金が変わるとかということになってはいかんし、とんでもない格納庫をつくったということになってみかんわけですね。やっぱり建築基準とか消防の大きさによって建築基準に対する補助率とかを決めておけば、そんな青天井の補助金にはならんはずですね。そのことをぜひいろいろ工夫して、早急に見直していただきたいということでございます。また、本会議のほうでも補正予算の議案にも出たりしとるようでありますんで、改めてそのことを強く要望しておきます。いずれにしましても法の趣旨に照らして、ぜひ補助金等のこの見直しについては御検討いただきたいということを強く申し上げまして私の一般質問を終わります。

以上であります。

議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時52分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

これより松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

どうも大変お疲れさまでございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私はいつも言うわけでございますけれども、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして今回は2項目について町長並びに各課長にお尋ねをいたします。

まず、質問の第1でございますが、高齢者が安心して暮らせる基山町を目指して高齢者の方が住みなれた地域で安心して生きていけるようにするために今基山町として何が求められているのか、今全国的に大きな問題となっております高齢者の行方不明の問題、親の年金を当てにして生活し、その死亡後も親の年金を不正受給する人たちの問題、さいたま市で76歳の男性が電気代も払えず熱中症で死亡した問題など、今非常にマスコミで大きな問題として指摘をされているところであります。それとあわせまして、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯への支援策などについてお伺いをいたしたいと思っております。

基山町の現在の高齢化率であります。ことしの1月1日現在では20.21%、老人保健福祉計画によりますと、平成17年は19.2%、平成20年3月末では19.5%でしたので、基山町でも確実に高齢化が進展してきています。さらに、これを行政区別で見ますと、一番高齢化が進んでいるのが10区でございます。31.94%、ほぼ10人に3人が65歳以上となっております。また、世帯でもひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が数の上でも割合でもふえ続けております。

そこで、まず1つ目にお尋ねいたしますが、今全国的に広がります100歳以上の高齢者の所在不明問題に関連してお尋ねをいたします。基山町で100歳以上の高齢者で戸籍上生存となっている人は何人なのか、そのうち生存が確認されている人は何人か、高齢者の生存などの実態はどのようにして把握をされているのかお答えください。

2つ目でございます。基山町の老人保健福祉計画によります高齢化施策の現状と課題についてお尋ねをいたします。

平成21年3月に策定をされました基山町の老人保健福祉計画は高齢者に関する施策全般にわたる計画でありまして、介護保険事業計画も含むものとなっております。介護予防の推進や日常生活支援サービスの基盤整備などの促進など高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指すものとされております。期間といたしましては平成23年度までの3年間となっております。今年度は、その中間の年に当たります。

そこで、高齢者の実態をあらわす幾つかの数値についてお尋ねをいたします。

まず、アといたしまして、65歳以上の高齢者のひとり暮らしの人数とその中での要介護者の人数、つまり介護を受けている方の人数は何人なのか。

イといたしまして、高齢夫婦世帯の世帯数とその中での要介護世帯数は何世帯か。夫婦の

どちらか、もしくは夫婦が介護を受けているという世帯は何世帯なのかということであり
ます。

3つ目でございます。ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯に対しての介護保険サービス以外の
居宅サービスはどんな事業があるのか、またそのサービス内容はどのような形で高齢者の方
に周知が徹底されているのかお尋ねをいたします。

4つ目です。サービスの基盤整備についてお尋ねをいたします。

アといたしまして、介護保険の第4期事業計画によりますと、認知症高齢者グループホー
ムは33施設の定員486人を想定しておりますが、現状ではどうなのか、待機者は発生して
いるのかどうかお答えください。

イです。鳥栖地区広域市町村圏組合の中の特別養護老人ホームの入居定員数と現時点での
待機者の人数を各施設ごとに説明をしてください。

5つ目に、基山町の地域支援事業についてお伺いをいたします。

この事業は、要支援、要介護の状態になる心配のある高齢者、つまり介護を受ける状態に
なる前に高齢者に対してサービスを行うわけですが、その心配のある高齢者を対象にした介
護予防事業と要介護状態になった場合も家で自立した生活ができるようにするために基山町
がさまざまな事業を行っているわけです。

そこで、お尋ねをいたします。

アとして、軽易な日常生活援助の事業が介護保険に該当しなかった高齢者に行われており
ますけれども、具体的にどのような援助を行っているのか、その内容と現状を示してくださ
い。

イといたしまして、配食サービス事業がひとり暮らしや高齢者のみの世帯、身体障害者な
どを対象に安否確認や健康状態チェック、孤独感の解消などを目的に毎日行われております。
その実績と効果についてはどのようになってるのかお伺いをいたします。

6つ目でございます。要介護のひとり暮らしの高齢者に声かけなどを行う、つまり介護を
受けているひとり暮らしの高齢者に声かけなどをするわけですが、そういう事業、見守りネ
ットワーク事業と申しますけれども、これが今行われておりますが、声かけ対象者の人数と
その事業に参加する、見守りに参加する参加者の人数、これが何人なのか答弁をお願いしま
す。

7つ目でございます。65歳以上のひとり暮らしの人を対象に老人日常生活用具給付事業と
して電磁調理器や火災報知機、自動消火器、老人用電話などの貸与が行われておりますけれ
ども、その内容と現状について説明してください。

8つ目です。認知症の人への地域の支援体制はどうなっていますか。

9つ目です。高齢者を地域全体で支える体制の構築はどのようになっていますか。

最後です。この件につきましては、きのう鳥飼議員が深く議論されておりましたけど、社
会福祉法によります地域福祉計画の策定は基山町ではどうなっているのでしょうか。

質問の第2であります。水道料金の引き下げについてお伺いをいたします。

皆さん御存じのように基山町の水道事業は佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市4町で構成されました佐賀東部水道企業団で運営がなされているところであります。水道用水供給事業と水道事業の2つの事業を一緒にやっております。水源といたしましては筑後大堰、江川ダム、寺内ダムを抱えまして浄水場として北茂安浄水場と園部にあります基山浄水場を持っておりまして、毎日水道用水を供給をしております。また、水道事業はこの2市4町の3万8,370戸の11万5,351人、これは平成20年度の決算の資料であります、の方にこの生活用水、それから飲料水を供給いたしまして私たちの暮らしを支えているところであります。私たちの毎日の暮らしにかかわるだけに、この水道料金の問題は町民にとって大変切実な問題となっております。私たちがこの間行いました2市4町の住民アンケートでも、年金や社会保障の問題と並びましてこの水道料金の引き下げや負担軽減はどの自治体におきましても、もちろん基山町でもございますが、高い要求として寄せられているところであります。

このような中で佐賀東部水道企業団が平成18年度から水道料金の平均9%の引き下げと福祉対策として水量5t以下の世帯に基本料金を、これ10tですが2,100円を1,600円に軽減されたことは、町民の皆さんから大変喜ばれました。しかし、その後、町民の皆さんはリストラなどの雇用の悪化や医療、介護、年金などの減少、そしてそういう負担増によりまして家計の逼迫はより深刻になっております。毎日使う水道のこの料金負担も家計を圧迫しております。この間、佐賀東部水道企業団の給水戸数は1,000戸近くふえてきておりまして、その財政状況は平成20年度決算によりますと利益剰余金は用水供給事業で618,800千円、水道事業では1,911,050千円を計上しておりまして、合わせますと2,530,000千円の利益剰余金が今あります。私はこの一部を活用いたしましてさらなる水道料金の引き下げ、負担軽減を町長に求めるものであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず1つ目ですけれども、基山町の1戸当たりの2カ月分の平均給水量と平均水道料金は幾らか、これ2カ月分といたしましたのは、2カ月ごとに水道料金が徴収をされます、納めております。そういう意味で1カ月分じゃなくて2カ月分とするところであります。

2つ目に、佐賀東部水道企業団の構成2市4町で使用料が一月5t以下、二月で10t以下ですが、のこの世帯数と基山町での世帯数は何戸なのか。これはひとり暮らしとかということ非常に水道を使う量が少ないという世帯のことです。

3つ目に、水道料金のさらなる引き下げを検討すべきではないのかと思うわけであります。答弁を求めます。

4つ目に、これも同じですけれども、一月5t以下の使用世帯のこの特例料金、1,600円、これは今10tが基本料金として1,900円でありますので、この84%の数字になっています。ですから、さらなる引き下げを検討すべきというふうに思いますけれども、町長の答弁よろ

しくお願いをいたしまして第1回の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず、1としまして、高齢者が安心して暮らせる基山町を目指してということで、(1)高齢者の所在不明問題について、アとしまして町内で100歳以上の高齢者で戸籍が生存となっている人は何人か、生存者は何人かということでございますが、100歳以上の戸籍上生存者は27名です。そのうち6名は戸籍付票に住所の記載があり、うち4名は基山町に住所があり生存確認がとれております。しかし、2人は住所が他県であり、住民基本台帳に登録されている確認はとれていますが、生存の確認までは行ってないということです。

それから、イの高齢者の生存などの実態把握はしておるかということですが、住基上確認できる100歳以上7名と今回新たに100歳になられる6名は全員所在確認済みでございます。実態把握につきましては、民生委員、地域包括支援センター、介護事業者関係機関等と連携をとっております。

それから、(2)老人保健福祉計画法による高齢化施設の現状と課題ということで、アの65歳以上の高齢者ひとり暮らしの人数とその中での要介護者の人数でございますが、583人のうち要介護者は204人、35%でございます。これは22年9月2日現在ということです。

それから、イの高齢者夫婦世帯数と、その中での要介護世帯数ということですが、612世帯のうち要介護世帯数は105世帯、17%でございます。これも9月2日現在です。

それから、(3)ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯に対する居宅サービスの内容とその周知徹底はどうしているかということですが、主なものとして食の自立支援事業、緊急通報システム、家族介護用品支給事業等を行っております。周知徹底については、広報掲載やチラシを庁舎、老人憩いの家、社協等のカウンターに置くとともに、地域包括支援センター職員、役場職員、ケアマネジャーが訪問時に配布、出前講座や老人クラブ、介護予防講座や民生委員会等で説明をいたしております。

(4)サービスの基盤整備について。アとして認知症高齢者グループホームの定員と待機者数はあるかということですが、鳥栖広域内で平成22年7月末現在32施設、定員が477人、入居者数460人、空き数17ありますので、待機者についてはございません。

それから、イの鳥栖地区広域市町村圏組合の特別養護老人ホームの入居定員数と待機者数ということです。真心の園、鳥栖でございます、これは定員数が130名、待機者数28名、それからひまわりの園、鳥栖市、定員数50名、待機者数10名、寿楽園、基山町、定員80名、待機者80名、それからなかばる紀水苑、みやき町です、定員50、待機者57、花のみね、みやき町、定員50、待機者数54、花のみね式番館、これもみやき町、定員数50、待機者数23、野菊の里、上峰町、定員数85、待機者数59、合計の7施設、定員が495名、待機者数311名となっ

ております。

(5)の地域支援事業についてということで、アの軽度生活援助事業の内容と現状についてでございますが、おおむね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯等で日常生活の援助が必要な方で介護保険の認定が非該当になられた方にホームヘルパーが軽易な日常生活の援助を行い要介護状態にならないように支援する事業でございまして、現在1名の方が利用されております。

イの配食サービスの現状と効果についてです。平成22年8月分実績は、昼食34名、536食、夕食83名、1,585食です。ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯や身体障害者等で病気や心身の障害等で調理困難な方が利用されており、安否確認と生活健康状態等の異常の早期発見や孤独感の解消に努めており、十分な見守りができておると思います。

それから、(6)見守りネットワーク事業の対象人数と見守り事業参加者の人数はということですが、対象人数は116名、見守る事業参加者、いわゆる支援者は189名です。平成21年度までは独居世帯のみを対象としていたのでネットワーク数は15人でありましたが、平成22年度からは日中独居夫婦世帯まで取り組んでおります。高齢者への安否確認のため近隣の方が朝夕の声かけをしていただいております。

(7)老人日常生活用具給付事業の内容と現状ですが、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯等に日常生活用具、電磁調理器、火災報知機、自動消火器の給付により日常生活の便宜を図っております。

(8)認知症の人への地域の支援体制はどうかということですが、基山町老人福祉計画第3章の認知症高齢者に関する総合的な施設の推進の中で地域において地域包括支援センター、かかりつけ医認知症サポーター、介護施設、介護支援事務所、民生委員、支援団体、関係機関等が連携して見守りを実施しております。

(9)の高齢者を地域全体で支える体制の構築はどうかということですが、これは前の(8)と同様の取り組みを推進しております。

(10)地域福祉計画の策定はどうかということですが、これはきのうも申しておりましたように、平成23年度から予定をいたしております。

それから、2の水道料金の引き下げについて。(1)基山町の1戸当たり2カ月分の平均水量と、tと平均水道料金は幾らかということですが、基山町全体で平均水量44.8m³、平均水道料金10,598円です。(「44.8tや」と呼ぶ者あり)ああ、そうか、済みません、44.8tでございます。済みません。

なお、工場、会社などを除く一般用では平均水量36t、平均水道料金8,425円となっております。

それから、(2)構成2市4町で使用料が一月5t以下、二月で10tですが、の世帯数と基山町の世帯数はということですが、2市4町で5,192件、基山町745件になっております。

それから、(3)の水道料金のさらなる引き下げ、それから(4)5t以下への特別料金

1,600円のさらなる引き下げでございますが、一緒に回答させていただきますが、現在佐賀東部水道企業団で平成23年度から財政計画を策定しておりますので、用水料金と水道料金をあわせて検討することになると思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは、2回目以降の質問に移らせていただきます。

まず、高齢者の所在不明問題であります。町長はこの高齢者の所在不明問題ですね、非常に大きな問題になっております。この背景、原因、そういうのも含めまして、まず最初に町長の御見解をお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まさにこれは大きな社会問題だというふうに思います。所在がわからないというようなことは、社会のきずなといいますか、その辺が非常に希薄になってきているということ、近所に対する関心もなくなってきているというような、そういう非常に根深い問題だというふうに思っております。したがって、その辺のところはこれからしっかり何らかの方法を考えていかなきゃいかんというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、この問題、本当にこのままほっておけない大きな問題とこれからだんだん増えてまいります。以前はこういうことは考えられませんでした。今はだれがどこで死んでいようとわからないというような、そういうさっき町長がきずなとか地域のつながり、そういうのがなくなってきているというふうな見解でございましたけれども、それだけではない大きな問題が私はあるというふうに思っております。

それで、基山町の高齢化率であります。先ほど高齢化率については基山町ではことしの1月1日現在では20.21%というふうになるというふうに申し上げましたが、10年後の平成32年には基山町ではどれぐらいになるかといいますと、高齢化率は34.3%になります。これはさきの議会とか今の議会の中でそのように答えられております。ですから、これから先のことを考えますと、今高齢者を支える体制、これが今求められているというふうに思うわけですね。これを強化していくということが非常に重要であります。高齢化率で関心がありでしょうからちょっと一言言いますと、ちょっと時間がないので、一番2000年1月1日と2010年1月1日をちょっと比較した表をもらいました。先ほど言いましたように10区が3人

に1人以上というふうに言いましたが、この間、一番この10年間で一気に高齢化したのがどこかと申しますと12区ですね、玉虫ニュータウン、これが驚くことなかれ、2000年は9.36%、今年が25.8%、があつと。だから、同僚議員の池田議員なり平田議員とか後藤議員とか、今までずっとこの件で質問されてきました。けやき台なんかあと10年後がと高齢化するんじゃないかと、なんとかせろというような質問が今までされてきたところだというふうに思います。

それで、次に高齢者のこの実態把握についてであります。民生委員とか地域包括支援センターの職員さんとか介護事業所の方とかで一生懸命されてるというふうなことでございますが、この高齢者の実態把握については老人福祉法にあるわけですね。老人福祉法の第5条の4の2であります。市町村は老人の福祉に関し必要な実情の把握に努めることというふうに書かれております。ですから、この実態把握をするということは町の責任であります。先ほど実態把握はさっき言われた民生委員等でやられているというふうに思いますけれども、それではお聞きをいたしますが、65歳以上の高齢者の方の実態把握につきましてはどの部署の担当となっているのかお答えください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

65歳以上の実態把握はどの課のどの部署かということですけど、健康福祉課の福祉係でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

健康福祉課のほうでやられてるということでもあります。それで、介護保険法によりますと、この地域包括支援センターもすることになっているわけですね、これは御存じだと思います。その地域包括支援センターではどのようにされているのか、具体的に。実際65歳以上の高齢者の方が基山町には3,597人おられます。そのすべての人の実態把握はされてますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

65歳以上の実態把握はされていますかということですけども、介護認定を受けられた方もしくは認定申請をして非該当になった方々等は地域包括センターで把握しておりますけれども、65歳以上で健常な方につきましては把握をいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

問題はそこなんです。認定を受けられた方は、当然介護事業所からホームヘルパーの方とかなんとか行かれるわけですから、そりゃわかります。非該当になられた方も、そりゃそれなりにわかるでしょう。ところが、非該当にならなかった方、この人について実態がわかってないと、つかんでないと。ここが大きな問題なんです。だから、いろんな問題が起きてるという部分なんです。それで、地域包括支援センターでこれすることになっています。地域包括支援センターもつかんでないと、健康福祉課もつかんでないというふうになると思いますが、そういうことですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

さっき申しました介護認定を申請をされた方につきましては、ケアマネジャー等で把握しておりますけれども、それ以外の65歳以上の先ほど健常者と言いましたけども、健常者でも独居世帯とか、あと高齢者世帯等々ありますので、その分については民生委員さんとか地域包括支援センターを通じて把握をしておりますけれども、それ以外の方については現在把握をいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ですから、その把握が必要だというふうに思うわけであります。それで、民生委員の方ですね、地域ではね、民生委員の方も実情もようわかってあるということで民生委員の方もよくつかんであるということで、そういう民生委員の方とか、それから健康福祉課、それから地域包括支援センターですね、こういう人たちが一体となってつかんでいくと、そして情報交換をやっていくということが、そういう作業が必要ではないのかというふうに思うわけです。例えば私の隣はひとり暮らしのばあちゃんが2人ほど、2世帯あります。それは要介護認定者ですから実情はわかっています。しかし、そうじゃなかったら、全然わからないと。私は知っていると、もしくは民生委員は知っているとというふうになれば、当然そういう人たちからもお互い情報交換をやると。そして、その情報をつかんだら、今パソコンの時代ですから、パソコンに入力してちゃんと管理するということが私は必要ではないのかなというふうに思っているわけであります。

それで、町長にお聞きをいたします。

現在、町長は95歳以上の高齢者については職員が施設や病院を訪問して実態把握を今やっていますというふうな報告やったですね、町政報告、9月の。ですから、先ほど言われたように、95歳以上は確かにやってもらっていただきたいと思うわけですが、やはり高齢者の実態をつかむ対策、特につかむ必要があると思うのは、この間のさまざまのマスコミに報道されとる問題の内容から見まして、町民税も徴収できない低所得世帯ですね、いわゆる低

所得世帯と生活保護世帯の高齢者、これは緊急に私は実態把握をすべきだと。そのためには職員配置をして、今全体的には職員を削る方向にありますけれども、職員をちゃんと配置して、その把握をきちんとつかむということが私は非常に緊急な課題というふうに思いますけれども、町長、その辺はどのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

常時その辺を把握するような職員を配置するというようなこと、これはなかなか難しいのかなというふうに思います。それにかわるじゃございませんけども、やはり区とか町内会とか、そういうところで、隣保班とか、そういうところでお互いを見守るというような、そういう形でとりあえずはそういう形になるのかなと。職員配置まではちょっとどうかなというふうに私は今思っておるところでございます。

なお、今度10月1日には国勢調査をやりますから、その辺でもまたはっきりした明らかなあれが出てくるとは思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今、国勢調査のこと言われました、10月1日ですね。これで100%つかめるかということ、つかめませんね。回収率の問題がありますね。だから、100%つかめないんですよ、これでも。もちろんこれを徹底してやれば私はつかめるというふうな格好になると思いますけれども、しかしそれは国勢調査は5年に1回やったですか、4年やったですかね、5年に1回だったですね。だから、少なくとも毎年1回ぐらいは、一度ぐらいはつかむと、1日ぐらいは、どぎゃんしょっちゃっですかと、どういう生活状態なのか、どういう暮らしをされているのか、何か困ったことはないのか、これやはりちゃんとつかむと、これ物すごく大事な仕事なんですよ。私は仕事と言いましたそれは、さっき言いましたように老人福祉法にしなさいとなってるわけですね。それから、地域包括支援センター、これインターネットで出しますとこういうふうになっとんです。地域の高齢者の実態把握や虐待への対応など権利擁護を含みますと、仕事は、きちんとなってる、実態把握するってなってるわけですよ。だから、せいかんわけですね。だから、そういう立場で確かに町長が言われたように隣近所の方ね、それから民生委員の方押しかけております。その人たちがお互いにその辺はいろんな心配したり世話したり見守ったりということで、これは非常に大事な部分です。これは私が最後に質問しました来年度からつくられるという地域福祉計画ですね、これがその大きな部分になると思うんですよ、私は。ですから、これは非常に鳥飼議員もおっしゃいましたけども、これは本当に大変な作業で2年ぐらいかかると。コンサルタントに言葉は悪いですけど丸投げして済むような問題じゃないと。きっちと高齢者の実態をつかんで、ニーズをつかんで、ど

ういうふうにするのかと、基山町としては、本当に高齢者の人が基山町に住んでよかったと、そういう基山町にするためにはどういうふうな行政として、かつ地域として、地域の我々が全部が支えていくのかというのがこの計画なんですね。今から大変でしょうけど、これはぜひそういうことでつくるといことですので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、そういうことでこれは本当にさっき言ひました特に低所得者の世帯とか生活保護世帯とか、こういう方はそんな多いわけではありませぬ。この辺の方が今回いろんな問題が出てきてるんですよ。特にひとり暮らしとかです、低所得者のひとり暮らしの方、それから生活保護、ひとり暮らしの生活保護、高齢者の方、それはどういう問題が出てきてるかちゅうと、新聞で報道された熱中症なんですよ。熱中症で死んだと、死なれたという報道なされたです。聞いてみますと、お金がもったいないし、お金がないと、クーラーをつける、だから我慢したと。その結果、死んであるわけですね。だから、そういう実情をつかむ必要があるんですよ。そして、手を打つ必要があると。そういう意味で特に何回も言ひますがひとり暮らしの低所得者の方、それから生活保護世帯の方、これについてはぜひ健康福祉課としても町長としても、それから包括支援センターとしてもすぐにでもつかむと、これ私は大事だと思ひます。いや、介護保険は申請ですから、住民の方が申請しなければ、実態つかめんわけでしょう。どうなんですか、それはどのようにお考えですか。町長でも課長でもいいです。すぐでもやんなさいといことです。（「個人情報の問題がある」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

実際介護認定申請をしていただかんと、その実態把握はできませんので、今最大の把握は認定をしていただくかしていただかないかといことに現在なっております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今、後ろから個人情報といものがあります。確かにそれが一つの今非常にネックになってる部分もあります。しかし、本人の了解が得られればいいわけですから、個人情報、了解なしに勝手にいろいろすればいろいろ問題起きるでしょう。だから、それはそういうことを理由に今さまざまに問題が起きてることを見逃すといことは絶対あつてはならないといことを申し上げておきます。

次に、基山町の老人保健福祉計画によります高齢者施策の現状と課題でございますけれども、基山町で高齢者のひとり暮らしの方が583人と。そのうち介護が必要な方が204人といことですね。1人で介護を受けてあるといことなんですよ。この高齢者ひとり暮らしの世帯ちょっと調べてみますと、平成17年が268人だったんですよ。ですから、これが今年度583人ですから、この5年間で2.2倍にふえてるんですよ。町長、そういう状況なんですよ、

ひとり暮らしの方が。そういうふうに入っている。そして、そのひとり暮らしの中に、かつ介護が必要な人が204人もいらっしゃるということをまず私は認識してもらいたい。

それから、高齢者の夫婦だけの世帯が612世帯と。これにつきましても平成17年が544世帯だったんですね。これは68世帯増と。その612世帯の中で介護が必要な世帯が105世帯あるわけですけど、この105世帯ですけれども、これはいわゆる老老介護が行われてると見ていいですか。どちらか、課長、お答えください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

老老介護かどうかどうも、介護認定を受けている世帯ですので、ケアマネジャー等がその人に応じた身体状況に応じたケアをやっておりますので、その面については老老介護に時間的にはなる分があるかも知れませんが、介護でサービスをして使っていると思いますので、そういうふうにはなっていないと思っております。時間的になっている分があるかと思いますが、総合的にはなっていないというふうを考えております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

なっていないというふうな認識ですけど、これは夫婦のどちらかが介護認定になってんなら、やっぱりそうなんです。いや、してませんと、しなきゃなかと、それなら何もああいう問題は、ほら、自殺したり、片一方は殺してみたり、老老介護で問題になったでしょうが。ああいう問題起きらんですよ。老老介護やられてるんですよ、この世帯は、片一方は。そういう認識を持つ必要があると思うんですよ。どうぞ。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

ちょっと私の言い方が悪かったみたいで申しわけないですけど、老老介護が全然なっていないというふうには思っておりません。ただ、時間的にそういう分があるんじゃないかなと思うかというふうには思っておりますので、そういうことでした。（「ちょっと時間ないなあ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

次にお尋ねします。このひとり暮らしの方で介護が必要な方が204人いらっしゃる。それから、高齢者夫婦で介護が必要な方が105世帯いらっしゃる。この中には住民税非課税

世帯が私は相当あると思うんですけれども、だれか担当課長でもいいし、だれでもいいです、お答えください。いや、数値はいいですから。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

世帯のうち非課税世帯がどれくらいかということだったと思いますけども、現在把握はいたしていません。（「世帯があると思うけれどもどうかという、幾らぐらいじゃない、認識」と呼ぶ者あり）認識はあると思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ということは、町民税さえも徴収できない、そういう低所得者の方がいらっしゃるというふうになります。そうなりますと、そういう人たちは本当に介護が必要な方ですけども、本当に大変な思いでやられてるわけですね。施設に入りたいと、特別養護老人ホームとかですね、施設に入りたいといっても入れないと。入るとしても、毎月十数万円が必要なんですよ、低所得者の方で。だから、結局どうなっていくのかと。自宅で非常に不十分な介護を受けながら死んでいくという格好に私はなっていくんじゃないかというふうに思います。町長、以上私は高齢者に関するさまざまな数値を示しまして高齢者の現状、特にひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の現状について今質問したわけですが、町長はどのような御感想をお持ちですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私ももちろん高齢者に限らず立場の弱い人を見守って手を差し伸べていくということ、これはやっぱり大事なことだと思いますし、これ行政のお仕事でもあろうかというふうに思っております。高齢者あるいは子供、障害者、この辺も含めてそういう考えは持っております。しかしながら、その方法論的にはいろいろとまた問題もあろうし、考えていかなきゃいかんというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ちょっと時間になりますので、ちょっとはしょっていきます。

次に、サービスの基盤整備についてお伺いいたします。

先ほど特別養護老人ホームの待機者について述べていただきました。311人おられると。これは非常に深刻な状況ですね。例えば寿楽園やったら定員80名に80名くらいおらっしゃっ

ちよるです、待機者が。だけん、もう一つ施設寿楽園をつくってもらわないかんちゅう格好になるわけです、全部入るためには。私は本当深刻だと思いますよ。私はこの件で92歳の要介護2の方から特養に入りたいけれども入れないと、どうしたらよからうかというような相談を受けました。それで、ちょっと調べてもみたわけですが、本当に入所待ちの人がたくさんいると。これを、待機者を解消するとすれば、寿楽園の施設が4施設あと必要なんですよ、80名ですから、定員が、四八、三十二ということで、311人全部入ってもらうためには、あと寿楽園を4つつくらないかんということになるわけですね。というふうになりますけれども、この待機者の解消の見通しありますか。施設が不足してるんじゃないですか。ちょっと言うてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

施設につきましては、7施設で定員495名の待機者が311名というふうに鳥栖広域のほうにお聞きしましたところこういうふうな数字が出てまいりました。先ほどのこの解消法はどうかということだと思いますけども、今介護保険の鳥栖広域のほうの第4期計画は21年度から23年度までという計画になっております。24年から3年間で第5期計画というふうになっておりまして、第4期計画の24年度までについては現在の定員は扱われないということになっております。それで、どうしても待機者がふえた場合については、第5期計画で見直しをしていこうということになっておりますので、来年度に第5期計画を着手しますので、そのときに各行政がその鳥栖広域に対して要望を行っていくというふうになっていこうかと思っておりますので、もしこの待機者が老人保健施設とか特定施設とかいろんな施設がありますけども、いろんなところに入所の申し込みをされておられて結構1人の方が4施設に申請を出されとったら全部ダブってきて上がってきてると、人数的にですね、そういう面もございまずので、本当の意味での待機者をつかんでいかないと、なかなか施設の増築になっていかないかと思っております。もし施設をふやした場合につきましては、介護保険料も当然上がっていくというふうになっていきますので、そのところも含めまして、もし待機者がおれば要望していきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

第5期でぜひ要望していただきたい。

それで、町長にお尋ねします、この件で。なぜそんなに施設が、特養をつくってないかと。これ政府の方針なんですね。政府が施設整備の抑制方針をつくってます。参酌標準ちゅうのをつくってます。その中でそういうことやってんですよ。なぜならば、つくったらお金がかかると、お金かかるから、もう入ってもろうちゃ困りますと、簡単に言えばそういうことな

んですよ。ですけれども、今見直しがされてきています。我が党の小池晃議員が国会質問をやりました。6月8日に政府は、これ民主党政府ですが、参酌標準を平成24年度からちゅうことは第5期からということですね、廃止するちゅう方針を閣議決定をしています。私は町長として、そりゃつくるのはいいけどもお金がかかるわけですから、国に対して十分な予算措置をなささいということをお機会あるごとに私はぜひ言っていただきたいと。町長、どう思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も先ほどからの待機者が多いとかというような話を考えておりました、しかしながらこれはやっぱり市町村で対応できる話でもないだろうというふうに思っております。やはり国あるいは県で施設をつくり、あるいはまたそれに係る措置費とは今言わんのかもわかりませんが、そういうことも手当てをやってもらわないとどうにもならんなど、これだけあるということの認識は私も持っておりますもんですから、それはまた要望をしていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

地域支援事業についてお伺いいたします。

軽度生活援助事業が介護認定をされなかった65歳以上のひとり暮らしとか高齢者だけの世帯対象に行われているわけですが、この事業の対象者は少なくともひとり暮らしで言えば379人、高齢者夫婦世帯では507世帯、合計886世帯あるわけですね。ところが、利用されているのは1人と、1世帯と。これ非常にどがんなとっとやろうかという感じがします。そこで、基山町の老人保健福祉計画をつくったときに高齢者福祉サービスの今後の利用意向のアンケート調査を行っています。その中で要支援、要介護状態になるおそれの高い特定高齢者の方の25.4%がこれを充実してほしいと、軽度生活の、ちょっとこれで見ますと、軽易な日常生活援助の利用意向ちゅうことが25.4%になつとるわけですね。利用したいと、もっと、ところが1人ということはどうなつてるのかちゅうことを聞きたいと思うんですけど、時間がありません。それで、そこでちょっとお聞きします。買い物難民の問題、この暑い中で買ったものを持ち帰るのは大変きついという声があります。それからまた、ごみ出し、それから病院への受診、電球の取りかえ、そういう軽易な日常生活のニーズにこたえた施策は今ありますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほど申されました介護難民、自分でなかなか重いものが持てないとか、あと電球すら変え切れないという老人の方が結構いらっしゃいますんで、その方たちのために地域包括支援センターに今お願いをしてからなるだけサポートできるような体制を今話をして実施に移って、今現在地域包括支援センターのほうでそういうふうな活動をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

済みません、余りこれ時間とり過ぎたけど、いずれにしましても、これひとり暮らしとか高齢者のみの世帯に対する軽度生活援助事業、今やってるわけですけども、これは全国標準の介護保険サービス、今の軽度生活援助事業とか全国標準の介護保険サービス事業だけでは高齢者が地域で生きていく生活は支えられないのではないかと。ですから、その介護保険の充実とあわせてそれを補完する地域性を加味した基山町の独自のサービスが私は必要ではないかというふうに思っております。

時間がありませんので、ちょっとあとははしょっていきます。火災報知機の問題もあります。火災報知機が来年5月で設置が義務化されております。これが、聞きたいですけど、もう時間がありません。済みません。ほとんどされてないと言いたい、何世帯か、ないでしょう、ほとんど。ちょっと言うて。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

簡単に申し上げますけど、つけている世帯につきましては、鳥栖、みやき地区で56.2%というような数字が出ておりまして、うちの実績としては2件でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

これも町長、さっきの来年5月に義務化されるんですね。ところが、さっき言った高齢者のひとり暮らしの世帯が583世帯あるんですよ。そのうち、もちろん自分でつけられている方もおると思いますが2世帯だけなんです。だけん、このままほっといていいのかちゅうわけですよ。私実情つかんで補助金も含めてつけてもらうということの手を打つべきじゃないかと思います。時間がありません。聞きません。私のあれですけども、気持ちですが、私は後期高齢者医療制度のように長生きは迷惑と思込ませるような風潮、それをあおる政治、そういうものが続くなれば、高齢者の方はより一層地域で孤立し、さまざまな問題が出てくるんじゃないかと。大正、昭和の激動の大変な時代を生き抜いた高齢者の方にも、本当

に大変だったけれども幸せだったと思える最期を私は迎えてもらいたいと、このように思います。そういう町政を求めたいと思います。

次に、水道料金の問題に行きます。

水道料金が、もうばたばたと行きますが、基山町高いんです。ちょっと調べてみました。周辺6市ちょっと紹介します。高い順に言います。基山町が一番高いんですが、次小郡市3,780円、筑紫野市3,180円、鳥栖市3,150円、久留米市2,520円、福岡市2,142円、ですから3,990円ちゅうのは福岡市の1.9倍なんですよ。だから、高いと言われるんですね。町民の中に、特に福岡市から引っ越しして来られた方からは、基山町の水道料金高いと、毎日の水道料金がなくて基山町には住みたくない、こういう声も出されております。ぜひともそういうふうな実態なんです。もちろん水源とか送水管の問題とかいろいろあります。それはわかってます。わかった上で高いということですから、やっぱり下げる努力をすると、これは私は大事だと、必要だというふうに思います。私たち共産党議員団はこの間2月に東部水道企業団と話し合いを持ちました。そのときに諸永企業長も重々高いということはわかっておりますと。行政改革して職員減らすなど内部努力もしておりますと……。

議長（酒井恵明君）

松石議員、質問中でございますが、私も心苦しゅうございますが、時間が参りましたので、それこそ質問も十分でない、答弁も引き出せなかったと思いますが、これで松石議員の一般質問を終わり、午後1時まで休憩いたします。

～午後0時3分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより原三夫議員の一般質問を行います。原三夫議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。私は今回は2項目について質問をさせていただきます。まず、1番目の基山町まちづくり基本条例についてでございます。

1点目の条例制定の目的について町民の方にわかりやすい言葉で説明をお願いしたいと思います。

2点目に、条例が施行された場合、町民、行政双方にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか。

第3点目、全課長にお聞きしたいと思います。条例施行後、担当課においてどのようなことが予測されるでしょうか。例として仕事がふえるのか、また減るのか、それから現在の職員の体制で職員の数で対応できるのか、そういうようなところを、またほかにいろいろあれば、それ以上の御回答もお願いしたいと思います。

4点目、町民の条例に対する理解度、どのように判断されているのか。また、同様に職員

の理解度についてもお伺いをいたします。

5点目、第3条に条例の位置づけとして本町のまちづくりの最高規範とうたっております。他のまちづくり条例との不整合はないのか、あるとすれば内容はどのようなものか、また条例施行日までに解決できるのか。もし解決できないとすれば、法的問題はないのか。

6点目、第9条に、みずからの責任と役割を認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるようにするとありますが、町民へのみずからの責任と役割について具体的にどのようなものか説明をお願いしたい。

7点目、まちづくり基本条例は施行日が平成23年4月1日となっているのですが、受け入れ態勢は整うのか。

8点目、けやき台4丁目の道路貫通問題、それから神の浦ため池の埋め立てに伴う新設道路の問題がありました。まちづくり基本条例後であれば、この事業をどのように処理されていくのか、条例に基づき手順を示して説明をお願いしたいと思います。

2項目の防災無線についてでございます。

1点目、事業評価をどのようにされておられるのかお伺いをいたします。

2点目、町民の方々から防災無線放送が聞こえないとの声がありますが、今までの問題点と対応について御説明を願いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

原三夫議員の御質問にお答えします。

まず、1の基山町まちづくり基本条例について。(1)条例制定の目的は何か、町民にわかりやすい言葉で説明をということでございます。目的としましては、この条例の第1条にございますように、この条例は本町のまちづくりに関し基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の執行機関の役割と責務を明らかにすることにより町民主体の自治の実現を図ることを目的とするとございます。これちょっとわかりにくいということだと思いますけども、私なりに考えると、これがわかりやすいかどうかは別にしまして、地域主権が今進む中で、常に協働の理念、つまり町民、議会及び町がそれぞれの立場と特性を理解、尊重しながら役割と責務を認識し互いに考え協力する、この協働の気持ちを持ってまちづくりを行う、それには基本的といえますか、最小限必要なルール、いわゆる参加、それから情報の共有、説明責任、そして提案、意見、要望、さらには評価改善をつくることだと思います。

それから、(2)です。条例が施行された場合、町民、行政双方にどんなメリット、デメリットがあるかということですが、メリット、デメリットのような分け方をしているものか疑問には思いますが、メリット的に考えれば、町民が主役のまちづくりを基本理念とし、まち

づくりに参加する権利がうたわれておること、また効率的で公正かつ透明性の高いまちづくりが行われると思います。行政側はお互いの立場を尊重し説明責任を果たし協力しながら活動するため、より町民の皆さんとの信頼関係が生まれることが期待されると思います。特にデメリットというようなことはないかと思います。

それから、(3)条例施行後、担当課においてはどのようなことが予測されるかと、仕事はふえるのか減るのか、職員はどのようなかというようなことですが、町民提案やまちづくり計画策定等の内容によるため、各課ごとの状況を具体的に上げることは難しいと思います。一般的には仕事の量はふえてくると思います。例えば町民提案に対して迅速に事実関係を調査し検討結果及び理由を提案者に回答し公表をしなければなりません。また、条例の制定や改廃を行う場合、町民に義務を課したり権利を制限したりする場合は意見交換会等町民参加の手続が必要になるため、それぞれに関する事務量の増は出てまいります。

(4)町民の条例に対する理解度をどのように判断しておるか、同様に職員の理解度についてもということですが、まだ町民の方にはよく理解していただけていないかとも思います。それから、職員自体も十分に理解できていないのが現状と思われます。今後とも研修等を通して条例や協働に対する理解を深め、協働のまちづくりに努めていかなければならないと思います。

次、(5)でございます。位置づけとして最高規範とうたっておるが、他のまちづくり条例との不整合はないのかと、あるとすればどういうものかと。また、条例施行日までに解決できるのか、できない場合、法的問題はないのかということですが、法的問題はないと思いますけども、整合性を持たせるために関係条例の整備を今後図ってまいりたいと考えます。

それから、(6)です。第9条にみずからの責任と役割を認識し、まちづくりに参加するようにとあるが、町民へのみずからの責任と役割とは具体的にどのようなことかということですが、責任と役割につきましては、町民それぞれの考え方や行動あるいは関与の仕方によって違ったり変わったりします。自治の担い手であるというみずからの責任と役割を認識した上で基山町をよりよいまちづくりにするために町民が参加の権利を行使することになるため、具体的な内容をここで上げることは難しいと考えます。

(7)23年4月1日と施行日がなっておるが、受け入れ態勢は整うかということですが、職員の認識や組織体制を含めて受け入れ態勢を整え対応したいと考えております。

(8)けやき台4丁目の道路貫通問題、それから神の浦ため池の埋め立てに伴う新設道路、これがまちづくり条例後どのように処理するのかというようなことですが、確かにけやき台道路につきましては説明不足もあったかと考えます。今後は説明責任を果たし、幅広く町民の皆様の御意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

条例施行後の手順につきましては、けやき台の場合は、これは一種町からの企画立案ということで、その後意見交換等を行って方針を決定し、そして説明会、それから議会への上程、

実施、それからため池につきましても、これ住民の皆さん方からの要望提案でございますけれども、これも内容を検討いたしまして意見交換等を行い、方針決定、説明会、議会、実施の流れで処理されるということでございます。

次の防災無線についてでございます。(1)事業評価をどのようにされるのかということですが、非常災害時において住民の生命、財産を守るため災害情報を迅速かつ的確に伝達するために設置した防災無線につきましては、防災情報や行方不明者捜査等に大いに効果を上げていると思います。

(2)です。町民の方々から防災無線放送が聞こえないとの声があるが、今までの問題点と対応について説明をということでございます。確かに大雨のときや地震によっては聞こえないとの意見が区長や消防部長会等において出ております。聞こえないとの意見があった場所には直接出向き、スピーカーの向きの調整や専門業者のアドバイスを受け対応いたしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、質問いたします。

今、町長から御答弁をいただいたんですが、1点目のこのまちづくり基本条例の目的ですね、これについて町長なりの特別サービスで自分なりの考えをいただきましたけど、私は本当にこれかた苦しい説明で今の町長の説明、かた苦しいと、言葉だけが走ってるような感じで、そう思っております。今の説明が町民の方に本当にわかっていただいたかどうかわかりませんが、これから先、これからそのことについてもしっかりと町民の方には説明をしていただきたいと要望しておきます。

町長の説明の中で言葉じりをとって云々というわけではございませんが、地域主権が進む中という新しい文言が出てきましたけど、現政権の民主党政権が今地域主権改革を行っているわけですが、つい最近、6月ですか、6月に地域主権戦略大綱概要が閣議決定されております。そこで、お聞きしますが、その地域戦略の地域主権と基山町のまちづくり基本条例ですね、何か影響を及ぼしますか。いいですか。もう一回言いますね。地域主権は基山町のこのまちづくり基本条例にどのような影響を及ぼしますかと。なければいいです。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

どのような影響をということでございますけども、その前に今、一つの大きな流れとして地方分権というよりももう地域主権という言葉に変わってきておりますけども、これはもう2000年の地域分権一括法、それ以来のずっと流れだというふうに思っております。それで、

国家、中央だけじゃなくて地域にいろいろ権限を渡してそこに合った施策をやるのが本当だというようなそういう考え方だと思います。そういうことで地域主権、ところが地域主権といっても結局地方の行政といいますか、あるいは県なりあるいは市町村なりというような、そこでとまっておるような私は感じがするんです。それを本当に主権といいますか、主体は地域なんだよ、そしてさらには住民の皆さんですよというようなそれがなからんと、本当の意味の地域主権、住民主権ということにはならないというふうに思います。そうしたときにこの条例、これがすべて機能するかというのはちょっと疑問もお持ちでしょうけども、やはりみんなで協働して参加をしていただいて一緒にやっというふうな、そういう理念というか、これがやっぱり必要だろうというふうに私は思っております。でございますので、住民の皆さん方の参加意識というか、そして一緒にやろうと、頑張ったという達成感なり、その辺のところにとどり着くべきだし、そうありたいと、そういう私は気持ちを持っておるということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

次の質問を行います。

このまちづくり基本条例、協働のまちづくりということで町長に最初なられてからの大きな一つの目玉の政策でありますね。そのことから見て、基山町のまちづくり基本条例に至るまでの経緯というものをいただいておりますけど、平成18年策定、この中に制定の目的が書いてあるんですね。この制定の目的をちょっと読んでみますけど、基山町においては人口も停滞、減少傾向にあり、高齢化や少子化、経済情勢の低迷などによる変化が急速に進み非常に厳しい財政状況にある。行政だけでは多様化する町民のニーズや地域の課題にこたえることが難しくなっている。行政の政策をより身近に感じるようわかりやすい情報の提供と公開を進め、さらに町民みずからが自主的、主体的にまちづくりへ参画できるようにし、町民と行政とが協働でまちづくりを進めるシステムを構築することが不可欠である。そうすることにより今後進むであろう自主的自治体構成の実現となるものと考え、こういうふうにあるんですね。そこで、今回の新しい今提出されておりますこのまちづくり基本条例の目的、第1条、どっちがわかりやすいですかね、これを見ると、大分町長の最初の協働のまちづくりは現在のこのまちづくり基本条例、この間に大分町長の考えが変わったのかなあと、協働に対する、そういうものがちょっと私は思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。変わられたのか変わってないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

その18年にどうかとおっしゃったのは、ちょっと私もいつどうなのかというようなことは

ちょっとわかりませんのですけども、私は別にそこの協働に対する考え方というのは変わってないというふうに思っております。ニーズがどのようなこと、入ったり入ってなかったりしますけども、やはり基本的な考え方としてはニーズの多様化と、これに対応するためには皆さんと一緒にやっていくと、それ以外ないというような、そういう思いでそこにニーズというようなことを入れたんだろうというふうに思っております。別に基本的に変わったということじゃないと思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

じゃ次に、2点目でございますけど、このメリット、デメリットということについて町長こういうふうな分け方疑問だと言われましたけど、これは新しいこれは大変なまちづくり条例というのは協働のまちづくりというのは非常に大変な私は作業で労力の要るもんだと思っております。だから、当然何かを新しい新規事業を始めると、起こすということは、メリットが、特になおさら町民に対してのメリットがあるはずですよ、メリットは。町民についてのメリットはちゃんと答えていただきましたけど、それでこのメリットの中で効率的でというところがあります。効率的になるんですか。どこがどういうふうに町民にとって効率的なのか、行政にとっても。具体的に、1つでもいいから、ちょっと挙げてくださいよ。当然それは予測されてあるわけでしょう。どうなるんだと、この条例をつくれば、やっていけば。それがわからんちゅうことはないです。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今までも住民の皆さん方から提案なり意見なり要望なりというようなことはそれぞれ上がってきておりました。それを各課でも聞く、総務課でも聞いてということで処理するというのに対応しておったわけでございますけども、これからはそこに企画課で一つ窓口を設けて、そこに皆さん方の提案なりを寄せていただく、そしてそれを各課に検討させて、また再度検討したやつをもって提案者、要望者にお答えするという、それをやっていく、そういうルールをひとつつくりたいということ、そしてそれを今までは口頭で言ったりということで、一部うやむやになっとなった部分、こっちはお答えしたつもりでもそうじゃないというような部分もありましたから、そういうところははっきり文書で出していただく、文書でお答えするというようなそういうことにしたいと、それがむしろその手間がということかもしれませんが、でも効率的だと、逆に効率的だということは言えると思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

済みません、一緒に言えばよかったんですけど、デメリットについてはありませんと、こういうお答えをいただきましたけど、デメリット本当はないんですかね。あるでしょう。なければいいですけど、あったら、ぜひ教えてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

デメリット、言いたくなかったから言わなかったわけじゃございませんけども、あえてデメリット、それは若干さっきも言いますようにそういう窓口を設けるとか人員配置ということも考えなきゃいかんだろうというふうにも思いますし、そういうことで、その辺がデメリットなのかなと、さっきからちょっと手間がかかるという部分、当初は手間がかかるという部分、その辺がデメリットと言えばデメリットかなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そうですね、そういうところもあると思います。私はこのデメリット、ストレートで悪いとかそういうことじゃなくて、今までよりもちょっとマイナスになるのかなあとか、そういうところを町民負担をかけるのかなあというところから考えてみれば、この政策立案から実行実施するまでの期間が現在よりも長く長期間になるんじゃないかと、いろんなことを話し合いながらずっとやっていくわけですから、そう簡単に今までのようなことにはいかないだろうと私は思っております。そうすると、そこにはその分の長期化する分の財政負担はふえるのではないかと、私はそういうふうに考えております。

次に行きます。3点目、これは全課長に聞きたいと思いますが、時間も少しかかっているようでございますので、まず最初に御指名をします、課長の中から。企画政策課長と特にまちづくり推進課長にぜひお答えをしていただきたいと思います。ここに私は質問をしておりますように、条例施行後、各自分の課ではどういうことが起きるのか、そういうすべての、すべてちゅうか大体のところの予測ですね、例として仕事がふえるのかどうか、減るのかどうか、職員はどうだとか言っておりますけど、ここでこの事務量が私はふえるとの考えを持っておりますけど、そこで課長の考えなり今の現状と今後条例施行後のことを想定してあるでしょうから、そのことについてまず最初に企画政策課長から、次にまちづくり推進課長にお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

御指名をいただきましたけれども、当然企画政策課につきましては先ほど町長も別の回答の中で申されましたけれども、直接的な窓口になるものというふうに考えております。と申

しますのは、当然そうならばまず要望、それから提案等につきましては、今は町長あてにつきましては総務課のほうが主体で窓口になっております。それから、いろんな問題によってはその原課ですね、例えばまちづくり推進課等で道路の問題とか出た場合につきましては当然その原課で対応させていただいておりますが、それを一本化いたしまして企画政策課で行うということになりますので、それを受けた内容によりまして担当課あたりに当然分けていかなければならないと思っております。そして、それに対する対応とかいろんな回答ですね、それについてをまたうちのほうでまとめまして、それを公表とかいただいた皆様方に回答していくということになると思いますので、当然今まで分散していたのが企画政策課に集中するというところでございますので、当然仕事量についてはそういう面でふえてくるものという今の認識の中で判断をしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

条例施行の後の問題でございますけれども、基山町まちづくり基本条例が施行されますと、条例の題名のとおりにはまちづくりのことですので現在のまちづくり推進課のほうに多くの案件が提案されてくるのではないかと思っております。現在も要望、苦情等は結構あります。しかし、すぐに解決できないものや予算措置を必要とするものも多くあります。今後は要望等があったときには、すべてのものを町が行うのではなく、内容によっては要望等を提案された方に協力を求めることもあると思います。これからはそのようなことが必要になってくるのではないかと思います。町から協力を求めるのであれば、それなりの対応が今後必要になってくると思います。

また、提案等がなされた場合には、検討結果、理由等を回答することになりますので説明責任を果たさなくてはなりません。そのことによりましては、今まで以上に仕事量はふえてくるのではないかと思っております。

現状ということを申されましたけれども、現状では要望、苦情等があれば、その日のうちか早い時期に現地確認等を行って緊急性があるものについて簡易なものにつきましては事故等が起こらないように、特に道路等ですけれども職員で対応してるような状況でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

特にどちらの課も、総合窓口としての企画政策課も大変だと。まちづくり推進課も、特に私は多いんだなということを感じております。やはり職員の関係も今後は対応するべきであろうと、そのときになって、そういうことでわかりました。

4点目、町民の条例に対する理解度と職員に対する理解度の問題でございますが、特に私

はこの条例は国の法律なんかが変わって、それにつれて強制的にこのまちづくり条例は制定されるわけでないわけですね。町単独の独自で制定されるものであって、したがってそういう観点からいくなら、条例施行に当たっては、まずその町民の理解と納得がこれは必要であると、そう思っております。また、職員については町民以上の理解をしていなくてはならないということになると思います。もっと大事なのは、私は職員のやる気と意識改革だと思っておりますが、そこで何点かお聞きしたいんですが、各行政区に行かれまして協働のまちづくりについての地区説明会をされましたですね。これの各区での参加状況をわかれば教えていただきたいと思っております。1区から17区まで行政区。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

申しわけございません、遅くなりました。

一応1区から17区まで昨年度地区説明会を開催をさせていただいております。一応今年の10月から1月までの間行わせていただいております。1区でございますけれども参加人員30名、2区40名、3区40名、それから4区50名、5区15名、6区30名、7区25名、8区が30名、9区20名、10区30名、11区40名、12区20名、13区30名、14区20名、15区が24名、16区25名、17区27名、計の496名の参加をいただいております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

全区で496名と、約500名の方が参加をしていただいておりますけど、この参加状況についてどのように今後の条例施行に当たって、との関係について町民の理解度は先ほど町長も職員の理解度も言われましたけど、この参加状況はどのように感じておられますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

もう少しの参加が欲しかったという、正直なところそういう思いでございます。それから、その中でも理解度といいますか、そのときにはまだ条例そのものは継続審議ということで特別委員会での審議がございましたから、そのものを突っ込んでこういう条例ですよ、こうなりますよというような説明まではたしかしておりません。ただ、協働というものの説明といいますか、その必要性というものを各区で言って回ったような覚えがあります。しかしながら、これも言葉でなかなか、やれ協働の、やれ条例といっても、なかなかわかりただけのようなもんでもない。やはりいいよこの姿が今度議決をいただければ姿が見えてきて、それを説明させていただくと、そしてまたそれを施行しながらじゃいかんめいもんと

ということかもしれませんが、やはり実際それを目にしてやっていく上で理解を深めていくと、浸透していくというふうに私思っておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

なるべく簡単にお答えください。

今後、今のような500人の方から参加していただいとるわけですけど、町長としてはもう少しの参加が欲しかったと、そう願っておられるようでございますけど、今後町民の方に、また既に多くの方に理解をしていただくために今後の計画と申しますか、そういうのがあるのかどうか、ちょっと時間の関係上、もうあるかないか、あるならあるで大事な点があれば言っていただきたいと。

それから、続けて一緒にございますけど、職員もまだ十分理解できてないという考えをお持ちのようでございます。そこで、職員についての研修会ですね、今までに、何回ぐらいされたのかなと、今までの研修会何回されたのか、また今後の研修会の計画はどういうふうになってるんですかね、その点説明してください。簡単にいいです、時間がありませんので。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今後につきましては、まず特に職員研修を開催して、より理解を深めるために行っていきたいと思っております。

それと、先ほどは区の説明会昨年行いましたけれども、今回は特に町民が組織する団体等に説明をさせて普及啓発を図ってまいりたいと思っております。それと、啓発のためのパンフレット等を作成して、より住民の皆様に御理解いただきたいということを考えておるところでございます。

それから、職員につきましては、昨年につきましてはファシリテーターですかね、そういうことで特に取り組んでいただきましたが、最初の辺は当然参加させていただきましたが、なかなか仕事の関係もありまして最終的にはちょっと少なかったという点もございましたので、その点は反省をいたしておりますので、そういう点を踏まえまして、ことはよりよい参加をもって対応していきたいというふうに考えておるところでございます。（「何回、何回ぐらい職員にされたんですか。職員の研修回数」と呼ぶ者あり）大体月に2回程度開催予定で行っておったと思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

5点目でございますけど、ほかのまちづくりとの整合性ですね、不整合があるかどうかの

問題でございますけど、ここでは町長の御答弁によりますと、整合性を持たせるため、関係条例の整備を図ってまいりたいと、こういうふうなことでございますけど、質問に対して答えがどうかと思っておりますけど、整合性を持たせるため整備をしていきたいというのがあるんだらうと、改正点が、どのくらい改正点はあるんでしょうか。そしてまた、その施行日までに本当に解決できるのか、ちょっと確認をここで再度させていただきます。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

整合性の問題でございますけれども、例えば町民という言葉につきまして再三きのうからも議論いただいておりますけれども、町民という言葉の条例につきまして拾い出してみますと、一応28例ございます。その中で21例につきまして定義を設けておりません。ですから、そういう関係上、町民と使ってる言葉の定義づけを的確に行わなければならないというふうに考えておりますので、そういう面につきましては条例を改正させていただかなければならないと思っておりますし、当然施行日までにその整備で議会のほうに改正のお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、次の第6点目でございますけど、第6点目のこれは第9条の町民の役割と責務というところの第9条に、町民は地域社会を構成する一員としてみずからの責任と役割を認識し積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとするとなっております。私の質問は、みずからの責任と役割を具体的に説明してほしいと聞いておったわけですが、町長の答弁では何か私もさっぱりちゅうかわかりませんので、1つぐらいは本当は具体的に町長、具体的に1つぐらいは何かないでしょうか、みずからの責任と役割についてという、条例をつくられた方が、それは何か具体的な何か、どんなに町長が言われましたようにみずからの責任と役割は町民それぞれの考え方や行動あるいは関与の仕方によって違ったり変わったりすると、そりゃ当然ですよ。だから、そういう中に、じゃそういうことがあると、そのある一つの具体例を1つぐらい挙げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。なければ、もう次行きますけど。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

具体例は、特に具体例というのは今ちょっと思い浮かばないんですけども、やはりこれは責任と役割の参加をしていただくと、そのためには自分たちがもうやるんだというようなその責任と役割を意識をしていただくということじゃないのかなと、私はそう思っております。

とにかく自己決定、自治体もそうです、自己決定、自己責任、自己負担というようなことを言われておりますので、やはりその辺は町民の皆さんとも共有しながら、だから何かをやっていただくとか責任を持っていただくとか、そういうことじゃないということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

私はあると思うんですけどね。例えば、町長、いっぱいあるじゃないですか。このただ言葉それが現場が合わないことだけであって、と思いますよ。例えば朝の登下校の問題でもあるじゃないですか。朝立って、夜また立っていただいて子供の安全をしてもらってるんでしょう。あれも一つのそういうもんじゃないんですか。違いますかね。みずからの責任と役割で。違いますか。私はそう思ってるんですけど、違いますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

決して違いはいたしません。しかしながら、それを意識していただいて登下校の子供の見守りとかそれからアダプトプログラムもそうでしょうし自発的にやっていただくと、そういう意識だというふうに私は申し上げて、これを行政から住民の皆さんに役割なんだぞと、責任だぞというような、そういうつもりはないということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

このくらいにもうしときましょう。これ以上もう求めません。

次に行きます。

先ほどちょっと冒頭に申し上げました6月に地域主権戦略大綱の概要が閣議決定されておりますが、この中の定義にこういうことが書いてあります。いいですか。地域住民が、ここです、「みずからの判断と責任において」、うちの場合は「みずからの責任と役割」、ここは「みずからの判断と責任において」でございます。大きな違いがあると思います。後で聞きます、これは。地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革ですと。地域の方がいろんなもろもろの課題に取り組むことができるように環境づくりをなさいと、そういうことやないですか、とあります。町長の答弁のように町民それぞれの考え方や行動やいろいろ関与の仕方があると言われましたけど、協働のまちづくりを成功させるには、そのようなもろもろのいろんな課題を抱きかかえて地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるように持っていくことが大切だと私は思っておりますよ。みんな一緒に協働のまちづくりをお互いに尊敬してやっていきたいと思います、こう言っても、やはりだれかそこに先頭に立って先駆に立って

機関車となってやっていくべきことと私は思いますよ。そこには行政側に立つ者が本気になってやる気を起こして指導的役割を認識してよい環境づくりを私はするべきだと思いますがいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この地域主権改革、これにございます「判断と責任」というような文言があると。それから、この条例には「責任と役割」というようなこと、これは別に相反するもんでもないし、むしろ私は一緒かなと思っております。そこに前に地域の住民としてというようなことは、地域主権のこっちには入っていると、これは本当にそのとおりだと思うんです。それともう一つは、行政の中でということ、これも当然必要だと思いますし、住民の中からでもそういうふうな本当に協働で一緒にやろうというような熱心な方がいらっしゃっても不思議じゃないと、そういうケースっていうのは今まであちこちで私も事例聞いております。氷川町にしたって鹿児島のおそこにしたって、本当にそれが成功してるとこは、その地区で本当に一生懸命なさる方あるいは行政の中でありゃ少しちょっと余り、やり過ぎじゃなかるうかというような、そういう人材があるということでございますので、ぜひとも私もそれを期待というか、そうあってもらいたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そこで、ちょっと担当課長に聞こうと思っと思ったんですけど、ちょっと時間がないからやめます。それは、こういう問題でした。「みずからの責任と役割」と「みずからの判断と責任」、この文言を比較して一町民としてあなたはどちらのほうがやる気になりますかと、もう聞きません。それで、この件についてもう少し私から述べさせてもらいたいと思います。私個人の問題で甚だ恥かしいんですけど、私も今ボランティア活動をずっと続けております。そのきっかけというのは、この今はやりのポイ捨て、何でもかんでも投げます。ポイ捨てが多くて困っておる、私もですね、道路を通るときに。基山町は汚いと、そういうことを思われたくない、そういう思いでした、私は。そういうことで私はやっておりますが、これは私はみずからの責任と役割という重圧感はないんですよ。これ重圧感に聞こえますよ、みずからの責任と役割というのは。私はこの条例と照らし合わせたときに、私はみずからの責任と役割ではなくて、みずからが判断して、そしてそれに私は責任持つと、そういう思いを感じたからであります。現在、ボランティア活動を、それに類するものをいろいろされている方が町民の中にいっぱいおられます。そういう方も私はそのような発想であろうと私は思っております。いいですね。これで終わります。

次行きます。ありますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

もう私もそう思っております。ボランティアは本当にありがたいと、基山町は結構もうそれが多いいということも認識はしております。

それと、先ほどちょっと言葉、しまったということでのみ込んだつもりだったけども、多分聞こえておったかと、ああそうですか、中には熱心な方ということで、申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

第7点目でございますけど、施行日の23年4月1日となっておりますけど、総体的に受け入れ態勢は整うのかということを伺いましたけど、町長の答弁では職員の認識や組織体制を含めて受け入れ態勢を整えていくということでございますけど、今の現状から思えば対応に無理があるというふうに感じております。私は感じております。そういうことで、そこで私の一つの考えといいますか提案でございますが、私はこの条例は本当に私も必要だと思っておりますよ、いいことだと。そりゃそうでしょう、昔の政治体制の主導のやり方から、今翻ってみると、やっと今ここにこういうものが出てきたのかと、町民の声が本当に取り入れられていくんだなあ、いいことであります。だけど、今この現状から考えていくと、ちょっとこの問題が施行日が心配であります。スムーズにいくのかなというものがありますので、私の案でございますが、この条例に対する実験、仮に言いますけど実験猶予期間と申しますか、実験的に試験的にちょっと1年か何年か知りませんが1年か半年か知りませんがそういうものを実験猶予期間なるものを仮に設けたらどうかと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それこそもうそんなに長く猶予期間ということではちょっといかがかなかと。もうそれよりも私は4月1日からやらせていただいて、最初は戸惑うといいますか、手間取るところもありましようけども、それで実際やっていくという、そういうので行かせてもらいたいと思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

わかりました。

8点目の問題でございますけど、けやき台道路の問題ですね。先ほどの答弁では説明をいただきました。それで、けやき台の場合の道路の問題ですね。非常にいろいろ問題がありまして、現在では延期と、保留といいですか、延期と、工事は、そういうふうになっております。それで、先ほど御回答いただきました手順で行きますと、けやき台の場合については企画立案、町が企画立案をすると、そして町民との地域の方とか意見交換をやりと、そして方針を決定し、その後説明会をまたやって議会の議決で実施と、こういうふうな手順になっております。それと、ため池につきましては、ちょっと私の質問の文章からいけば、埋め立ての問題じゃなくして新設道路の問題と提起をしておりました。神の浦のため池を埋め立てるために、それに伴って新設道路が問題がありましたと。反対の方が環境問題でいろいろということとずっとありましたでしょう、その点を私は言ったつもりでしたけど、いいですけど、そこでため池の場合は要望、提案とかありましたね、内容を検討して意見交換と。ところで、このけやき台でも下のほうでもちょっと違うところがあると思いますけど、ここで意見交換のところ必ず賛成、反対はあるんですね、町民の方、地域の方とか。反対があった場合、基山町は、町の行政は反対があった場合どういうふうにするんですか、そこあたりの解決策は、ちょっと教えていただきたいなと、わかりませんので。どのように対応されるのか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

何をするにしても、賛成、反対ということは当然あり得ると思います。しかしながら、それは反対がどのぐらいなのか、ある程度の反対者がおられれば、そこはしっかりこちらも説明もし、それから何よりもこれまた難しいかもわかりませんが、地域の地元の合意形成といいますか、その辺のところ進んでいかないとなかなか物事はできていかないというふうに思っております。したがって、説明というか意見交換をやりまして、この方向でいきたいということでもっと詳細に設計なりが欲しいと、必要だということであれば、それをした後、また再度説明なり協力願いをし、議決の議会のほうに持っていきたいというふうに思っております。その辺のところはちょっとこれまた手間といたら失礼ですけども、一手間かけなきゃいかんと、今までのやり方がちょっとどうだったかなという疑問を私は持っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

なぜその点を私が質問しているのかといいますと、例えば基山町の総合計画とか基山町が全体的な大枠の中でまちづくりの中で例えば今4次総合計画で、もう決まっていますね、日渡長野線の延長とか塚原長谷川線の延伸問題とか、そういうときに必ずそういういろんなものをするんですけど、意見交換、説明会とか、だからそういうときに必ず反対、賛成はあるわ

けですね。じゃ、そこで納得を町ができなかった場合は、総合計画にあっても町の大きな中のまちづくりの中の道路とか何かのときに反対者が出て、反対、賛成が五分五分とか、極端に何かあった場合は問題はないでしょうけど、どっこいどっこいだと、そういうときに、じゃどうするのかという問題ですよ。町は必ずこれは総合的に要るんだということでやっちゃったけど反対者が出てきたと。そのとき解決できなかった場合はつくれないわけですよ。そのときはどうなるんですかっていうんです。やめるんですか、それとも地域にしっかり説明して説得をするんですか。それか地域だけに反対、賛成者できちっとまとめてくださいよと、そうしないと町は動けませんよと、こう言うんですか。その辺が私は心配なんです。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに以前からそういう問題というのはあったはずですよ。道をつくろうとすれば反対者がいらっしやると、そこはやっぱり職員が夜にでも出向いて説得、お願いをしたというような話も聞いております。そういうことで、それなりの努力をしなければいかんだろうというふうに思います。それでももう半々で、もうどうにもならんというような事態であれば、それはできない部分も出てくるでしょう。県も総合計画というのに関連で言われますと、ちょっとどうかと思うんですけども、県も以前話をいろいろ聞いておりましたら、もう95%以上はその地区で市町村で話をまとめてもらわんと、県が幾ら思っても、反対がいろいろあっちこちあるということであれば、その事業はできませんよというような、そういう話も実は聞いたこともございます。だから、その辺のところは臨機応変に考えていかなきゃいかんことかなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それで、私は最終的には地域を必ず説得をしていただくと、地域で任せないと、今県が町村ができんならもうできんばいと、なら町村もこんだ下さん、投げやって地域ができんならできんばいと、こういうことをしたら大変なことになるんですよ。地域同士が反対者と賛成者がずっとひび割れができます。と思いますよ。ひちゃかちゃになります。せっかくのまちづくり基本条例をとって協働のまちづくりを叫んでも、そういうことになれば影響してきますね。これぐらいにしときます。終わりです。1つだけ言うときますけど、地域にあなたたちが解決しないと町はできませんよということを言わないようにしてください。はい、そういうことです。

次に行きます。時間がありませんので。

防災無線についてでございます。事業評価についてお尋ねしましたけど、これについては、

はい、これで結構でございますけど、2番は防災無線が非常に聞きづらいとか全く聞こえないと、私のところでも聞こえません。昔の40年たった家でガラスも薄いんですけど、今の技術向上があって素晴らしいもう窓がいっぱいついていますが、私はもう40年たっていますし、薄いガラスで台風が来るとひよるようなガラスですけど、それでも聞こえんとですよ、はい。特に今申しましたように、今の住居というのは、非常にもう技術向上があってエコの問題もありまして補助金も出ておりますし、いろんなことで非常に素晴らしい家が建っております。だから、なかなか聞こえないと。そういう声があります。いろいろと対応をしてもらっておるようでございます。その対応はありがたいことにしまして、そこで1つの問題でございますけど、私の提案でございますが、その聞こえないところは特に私がお願いしたいのは、高齢者世帯、弱者世帯といいますが、それとかひとり暮らしの御老人の方とか、そういう関係したそういう方々の家というのは、特に今テレビのボリュームでもいっぱい上げて、トントン、プーチゅうてプザーを言わせてもなかなか出てこられないとこありますね、聞こえなくて。そういう問題もありますので、やはり緊急時の問題もありますし、そういう点についてそういう高齢者世帯等についての直接この役場の防災無線放送が電波を今ずっとあちこち立ててそこからスピーカーで言ってますけど、直接戸別のその家の中で受信が受けられるようなシステムですね、そういうものに私はしたらどうなのかなとちょっと感じておりますので、そういう意見も出ておりますので、その点を前もって質問には出しておりませんでしたけど、その点どういうふう to 今後考えて対応されていこうとされとるのかなと。ただ、専門家をやって見に行きましたとか、そうじゃなくして、やっぱそういうとこはあるんですよ、かなり。だから、その中でも特に高齢者関係とか独居老人とかなかなか連絡がつきにくいところを対応をどうされるのかなと思いますけど、直接家の中で受信を受けるようなシステム、そりゃ費用の問題もありましょうけど、その考えはどうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。簡潔にお願いします。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

今の質問に対しましては、防災無線については数年前に設置したという経緯がありまして、これが確実な方向で町民の皆さん方に行き届くような方策をまずとらなければならないと思っております。

それから、よそでもこういう問題はあっておりますので、今言われましたような昔の有線放送的なことも検討した中でやられてるところもあります。それにつきましては今後の課題、また研究も行っていかなければならないと思っています。（「ちょうど時間となりましたので、どうもありがとうございました。これで終わります」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

6番議員の品川でございます。

今回は町職員の人事管理、最近また結果が出てまいりました全国学力調査、そして来年度から本格的に始まります外国語学習など3項目について質問させていただきます。

まず最初に、町職員の人事管理について質問いたします。

新聞などでラスパイレス指数が高いと報道された基山町職員の給与についてでございますが、町民には国民健康保険などさまざまな負担を、また県内でも高水準ということで同僚議員からも午前中さまざまに言われておりますけども、そんな中で経済も先行きが見えない中、地方の企業も厳しい経営を余儀なくされております。また、町の税収も減少し、財政もより一層厳しさを増しているものと思っております。このときに町の予算の中で大きな比重を占めている人件費について町長はどのように認識されておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、民間では会社の経営が厳しくなりますとさまざまな経費の削減を行います。実際に現在でもボーナスのカットや、また支給ができないと、その上で給与もカットされる、人員整理がされるという非常に厳しい不況の時代を迎えております。その中、本町では職員の給与削減計画などは考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、来年度の職員採用計画について質問させていただきます。

町予算に占める職員人件費の割合はどのように推移しておりますでしょうか。また、来年度の職員採用は何名を予定されておりますでしょうか。そして、来年度で終わります国土調査がありますが、職員採用との関連性はどうか考えていらっしゃるのでしょうか。また、人件費削減、これは町長が先般おっしゃってました町の財政規模というものは45億円程度と言われております。ですと、今55億円程度の町の予算でございますので、10億円町全体の予算が一般会計として減るわけでございますけども、そういったときに人件費の削減という計画も徐々に大きなウエートとして占めてくるのではないかと思っておりますので、この質問をさせていただきます。

また次に、職員の長期休職の現状認識とその対策について質問させていただきます。

基山町のために働きたいという大きな希望を持って多くの職員が今お勤めになっていらっしゃるし、これからも多くの方々が基山町に入ってもらえると思いますが、しかし何らかの理由によりその夢を断たれ、その道を閉ざされている方がいらっしゃると思っております。その体なり心なり早くもとに戻していただいて、早く夢あふれるこの職場に帰っていた

だければと思い、プライバシー、個人情報とかいろいろありますでしょうが、あえて質問させていただきます。

まず、今現在何名の職員が長期休職中でありましてでしょうか。また、その原因は何が考えられていますでしょうか。

それから、町の人事管理上、問題はございませんか。

最後に、早期に職場復帰できるような対策はとっていらっしゃいますでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、質問事項2、全国学力調査の結果と今後の対策について質問させていただきます。

佐賀県、基山町での学力調査はどのような結果が出ましたでしょうか。そして、結果について教育委員会や学校はそのことをどうとらえられていますでしょうか。また、近隣の筑紫野市、小都市、鳥栖市と比較してどうなっていますでしょうか。

最後に、マスコミ報道によりますと前回よりも下がっていると、また県の発表でもそのような発表がされておりますが、今後の対策はどうされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後の質問事項3でございます。小学校の外国語学習について質問させていただきます。

平成23年度から始まる外国語活動の授業はどのように進められるのでしょうか。教材として使用される英語ノートはどのように使われるのでしょうか。また、事前取り組みとして22年度、この内容について取り組みがされておりますが、その成果は何があり、また今後の課題としてどんなことが浮かび上がってきたのかお尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

品川義則議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1として町職員の人事管理等についてということです。(1)職員の給与についてということ、アの国民健康保険税は高く、また職員給与も高いと言われているが、この現状をどう認識しておるかということでございますが、平成21年のラスパイレス指数につきましては県内では3位でありました。平成22年のラスパイレス指数につきましては12月までには公表されるものと思っており、深く関心を持っているところでございます。

本町の職員給与につきましては、平成21年のラスパイレス指数は本町に隣接しています小都市、筑紫野市及び鳥栖市より低い状況であり、消費者物価、地域生活経済圏を考慮いたしますとある程度はいたし方ないといいますが、ということじゃないかと思えます。

それから、イの職員給与の削減計画はあるのかということですが、職員給与の一律カットについての御質問かと思われませんが、現在のところ一律カットの削減計画は考えておりません。

2の来年度の職員採用計画についてでございます。アの町予算に占める職員人件費の割合

の推移はどうなっているのか、元年、5年、10年、15年、20年ということですが、平成元年は12.8%、平成5年が12.5%、10年が15.0%、15年が16.4%、20年は12.1%でございます。

イの来年度採用数は何名を予定してるかということでございます。一般職が5名、保健師が1名、保育士1名と予定しております。

ウは来年度で国土調査が終わるが、職員採用との関連性はあるかということですが、定員管理定数に合わせて人材不足分の補充並びに業務等の増による人員配置を考えております。

それから、エの人件費削減計画はあるかということでございます。職員数につきましては、平成21年3月策定いたしました職員定数管理計画に基づき適正な管理を行い、給与につきましても人事院勧告を遵守しており、特別な人件費削減計画はございません。

(3)の職員の長期休暇者の現状と対策でございますけども、アの現在長期休職者の現状はどうかということで、3名が病気で休職中でございます。

イは原因として何が考えられるかということでございますが、原因については不明でございます。

ウの町の人事管理上問題はないかということでございますが、担当課で治療に専念しているか等の把握を行っており、人事管理上は問題はございません。

それから、エの早期に職場復帰できるような対策はとっているかということですが、主治医との連絡、面談による情報交換や町産業医に相談等を行い対応をしております。

あとは、2と3は教育学習課のほうよりお願いをします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

全国学力調査についてお答えをいたします。

(1)全学力調査結果と今後の対策について。

ア、佐賀県と、また基山町での全国学力調査の結果はどうだったのか。また、その結果について教育委員会並びに学校はどう認識しているか。

御存じのように正式にはこの名称は全国学力・学習状況調査と申します。小・中学校ともに国語のA、B、算数のA、Bの4区分によって調査をいたします。国語と算数いずれもAは基礎知識を、Bはその知識の活用性を見ます。平成19年、07年度より始まったものでございます。

さて、今年度の結果でございますが、佐賀県も基山町も低調であったととらえております。これいろんな比較の仕方があるのでございますが、単純に平均点で比べた場合、もう本当の数字でございますが、全国と佐賀県の比較ですが、佐賀県の小学校では4つの区分、今言いましたように国語A、B、算数A、B中、国語B、算数Bにおいて全国より若干劣り、中学校は4区分すべてが劣っていると、この劣っているという言い方でございますが、ほんの1ポイントであったり二、三ポイントであったりします。

次に、全国と基山町の比較では、小学校の4区分中、2区分、これは国語A、国語Bでございますが、で全国より若干劣り、中学校では4区分が劣っております。後ほど質問によってはもう少し詳しく答えます。

この結果については、学校も私も教育委員会も厳しく受けとめております。結果を早急に分析、検証をし、その後、劣る区分の学力向上に工夫して努めてまいりたいと思います。

イ、近年の筑紫野市、小郡市、鳥栖市と比較してはどうなっているのか。

これは、残念ながら近隣市町の学校との比較はデータが入手できないので比較することはできません。これももう少し詳しく申しますと、平成21年12月28日付、文部科学副大臣による実施要項の調査結果の取り扱いについてという項の中に不開示情報として取り扱うことにするという、こういう申し合わせ、通達が来ておりますので、県内市町、どこの教育委員会も域内の学校の結果を公表しておりません。

次、ウ、前回よりも下がっているとの報道があるが、対策はどうするのか。

前回というのは前年度でございますが、報道があるということは、報道は県しかしておりません。もしくは事務所単位でしかしておりませんので、この辺との比較かなと思いますが、全国との比較をすると、確かに今回の結果で佐賀県は小・中学校8区分中、小学校の2区分を除いて若干もしくは同等とも言えるところありますけれども下回ったのは事実でございます。県教育委員会は大変危機感を持っております。もうたびたび校長会、教頭会、教育長会、こういうのを県のほうに招集をいたしまして、ぜひとも来年度は全教科平均以上になるように努力しようという呼びかけがございまして、全市町に結果の分析とその対策を呼びかけ、県独自も県学力向上対策委員会を発足させました。本町においても9月16日に学力向上の対策委員会を開き協議をいたします。そして、なおそれは県のほうに報告の義務があります。

3番目の小学校の外国語活動についてでございます。これ先ほど英語活動とちらっとおっしゃいまして、後で訂正されましたが、これ外国語活動ですね。英語でも中国語でも構わんわけでございます。

ア、授業はどのように進められるのか。

外国語活動の対象学年は小学校5年生、6年生でございます。週1回、年間35回の活動を行います。町で雇用していただいておりますALT、いわゆる外国語指導助手のことでございますが、この2人を活用しながら学級担任が授業を行ってまいります。そして、外国語や国際理解に対する興味、関心を高め、コミュニケーション能力の素地を培うことがそのねらいとなっております。

イ、英語ノートはどのように使われるのか。

英語ノートは主たる教材として使用します。児童の実態、学習の目標等に応じて使用することになります。英語ノートというのは決して教科書ではございませんので、必ず使わなければならないという義務づけはございません。

ウ、22年度の取り組み内容と成果、課題はどうなっているのか。

基山小学校、若基小学校ともに5年生、6年生で週1回の英語活動はずっと今までやってきております。そして、先ほど申しましたALTも効果的に活用されております。時々指導主事を2校にやってその検証というか、確かめをしておりますので、間違いはございません。また、若基小学校は今年度、去年からでしたが、県の教育委員会から英語活動推進校に指定されて、ことしの11月25日に研究発表を行います。全県に知らせて先生たちおいで願うわけですが、ここで成果と課題が明らかになるものと思われま。そのときには、また御報告申し上げたいと思います。

以上です。（「議長、ちょっと待って。今、町長の答弁の中で、定員管理条例のどこね、そこで基山町の職員は人材不足をおっしゃったと思うんですが、本当に人材不足なんですか。人員不足じゃない、人材不足と聞こえましたけど」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

確かに人員と言うべきところを人材とおっしゃったようですね。（「訂正をしとってください」と呼ぶ者あり）町長。

町長（小森純一君）（登壇）

申しわけございません。とんだ間違いでございまして、人員不足の分ということでございますので、訂正をさせていただきます。お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

私も人材は非常に優秀だと思っております。同じでございます。

では、2回目以降でございます。

まず、小郡、筑紫野、鳥栖よりも低い状況、妥当だと考えていらっしゃるということでございます。基山町が発表しております基山町の給与定員管理等について表、グラフがあるんですが、類似団体平均というものが基山町と類似団体平均、それから全国町村平均というものの表が出ているんですが、近隣3市ですね、ここは16年で2.4ポイントですね、それから21年で2.0であります。基山町は類似団体平均よりも平成16年で3.8ポイント、21年で3.7ポイントとありますが、また全国平均の近隣3市と比較しますと平成16年が1.3、それから21年度が2.5でございます。基山町は4.4となっております、この差ですね。福岡県の生活圏でありますし、そういうふうな近隣生活の費用とかいろんなものが負担はかかってくると思いますが、類似団体というのは人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものですから、これもやはり基準になるのではないかと思うんですよね。そのところをこの差ですね、2.0と3.7と、1.7ポイントの差、それから全国平均で見ると1.9の差と、21年度で、これの差のところはどう認識をされていますでしょうか、そのとらえ方ですね、とらえてられるのかお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、ラスパイレス指数の考え方については、もう御存じだと思いますけど、ちょっと再確認の意味で言わせていただきますと、国家公務員の俸給表の月額を100としまして地方公務員の給与月額率という形ですけども、その内容としましては職員構成を学歴別、また経験年数別に区分しまして、それと同じ換算しましたときに基山町のそれに類似する率が現在基山町では国家公務員の同じ形としまして99%にあると、大体国家公務員と同等ぐらいの標準としていくのがふさわしいのではないかとこの考えのもとにラスパイレス指数というのをい出しておられると思いますけども、ただ類似団体でいきますと職員数とかそういった部分が含まれてきますので、そういったポイント数になってくると思います。あくまでも給与表につきましては国家公務員と比較した率を先ほど町長が言いました小郡市、筑紫野市、鳥栖市、福岡都市圏内に類似するところと比較して99%というのはほかの小郡市、筑紫野市、鳥栖市よりも低い状況にあるということの比較を申し上げております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それでは、民間企業との格差ですね、以前は民間企業と比較してどうのこうのと話であったんですけども、現在こっただけここ10年ですね、民間企業は徐々に徐々に企業によっては大幅に削減されて、また給与も大きく大幅に減ってるところもありますが、平均で減ってきているわけですね。これはどのデータを見ても上がっているところはそうそうないわけですけども、町内の民間企業ですね、と比較した場合は、この基山町の給与というのはどういう比較とか、民間企業との比較はされてないのか、人事院勧告でもこの辺については2010年8月10日に人事院勧告の要旨ということで出ているんですが、給与の改定、民間給与と比較と。公務員の月給は民間を757円、0.19%上回ったということも言われてるわけですけども、この基山町内の民間企業と比べてこの基山町の職員の給与はどういうところに、どういう位置にあるのか、それをどういうふうにとらえていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

我々地方公務員の給与につきましては、もう御存じのとおり人事院勧告のほうを遵守した形で今まで給料の改定等は行ってきております。本来であればこうした調査を行って実施をすべきというような項目も含まれておりますけれども、そういった調査能力が市町村にはないということで、あくまでも人事院勧告を遵守するというところで実施をしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

私も民間企業のこの近隣の数字が欲しいんで調べてみたんですけども、なかなか出てこなくて、行き着いたのが統計情報で1年を通じて勤務した給与所得者ということで、事業所、これがこの比較が正しいのがどうなのかわかりませんが、一つの数字としてとらえた場合、この事業所自体を企業として考えた場合どうなのとか、少しこれにもいろいろ意見はありますけども、ただ単純に比較した場合としてお聞きいただきたいんですけども、事業所の平均給与ということで、100人から499人の平均給与が4,716千円ということが出ております。先ほどの基山町の給与の管理の定員管理については1人当たり給与費6,106千円と出ております。これの数字をお聞きになられて町長どういうふうにお感じになられたでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

単純にといいますか、その両方の数字だけを聞けば、公務員、そんなに高いのかなというような感じがいたしました。それがどういう基準でいつごろからどうなのかというようなこともちょっと私もわかりませんので、それ以上のことはちょっと申し上げかねます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次のイですけれども、給与カットですね、一律カットの件でございますが、これは佐賀県が2004年4月から一般職で4%の給与カットを行っております。大町町も実施をいたしております。よく聞きますのが、本当に厳しい、厳しいと、町体制も厳しくなってますということであります。佐賀県と大町町も同じような考え方のもとで一律カットをされておると思います。この点については、先ほど1回目でも申しましたとおり10億円程度の、財政規模として基山町は45億円程度じゃないかというお考えを町長はここで述べられましたので、今現在ある55億円程度、約8億円から10億円の基本的な予算が減っていく中で、将来にわたってどういうお考えをこれから持っていくのか、非常に厳しい質問をしてると自分でも思っておりますが、そのところをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに財政規模を考えますと、45、6億円にしたいということで今年度の予算48億円程度になるだけ抑えようとした努力はやりました。しかしながら、いろいろもろもろのこともございます、子ども手当のこともございます、そういうことで55、6億円というところまで膨れ上がったというようなことがございます。これは決して理想的な基山の規模じゃない

というふうに今も私は思っております。何とかこれ少なくするように、特に起債返還、これはもう仕方ない部分ではございますけども、その辺のところも起債も抑えながらやっていくべきだろうというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

人件費の占める割合と、今のが平成元年から御答弁いただきました。元年が12.8%、それから平成15年が16.4%、20年度が12.1%、元年程度に戻ってきておりますけども、この原因はということによって比率が下がってきたのか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

今回の質問の中では、占める人件費の割合の推移をお示しということになっておりますので率を示しておりますけれども、本来分母となります総予算が大規模事業によって変わってくると。そういうことからしましていきますと、平成10年が人件費のピークで890,000千円、15%となっております。平成15年度は60,000千円減の834,000千円で16.4%、それから平成20年につきましては平成15年と比べまして41,000千円減の793,000千円で12.1%となっておりますので、人件費の職員給の推移につきましては減額をずっと、これは機構改革、行財政改革の形も含んでおりまして人件費は下がっておりまして、そういう中から、先ほど言いましたように分母につきましてはここ近年では学校建設とかがあった分については分母が大きくなっているということで、そういった推移の形で割合の率は出ております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次の1の2のウについて移らせていただきますが、国土調査が終わりまして、職員の5名がまた異動されると思うんですけど、前回指定管理者制度のときにも同じようなことがございました。今回、来年度、一般職を5名、それから保健師1名、保育士1名ですけども、これだけの異動が、また職員の配置があると思うんですけども、今後の重点政策あると思うんですけども、そういったものを勘案してこれから配置をされるのか、こういった方針で配置をされるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、平成21年3月に定員管理を設けておりますけども、これは総務省のほうの管轄で将来に向かって公務員の人員を確定しなさいという形で行われておると思っています。ただ、それ

が適正な職員人事管理の業務に値するかというと、非常に地方分権からすると私たちは反する定員管理になっているのではないかとということも一理はあると思います。しかし、その中で人員管理を策定され、その中の管理された中で人員を配置していった中で、まず国土調査につきましては平成24年度の完了見込みでしたけれども、それを前倒ししまして23年度に完了をしていくと、そういうことで事業を早く終わらせてしまして事業がふえてる箇所、そういった部分を見込んで、その人員を配置していきたいというふうに考えております。ただし、現在は5名の配置をいたしておりますけれども、直接の補助に該当する事業は終わっていきますけれども、まだ未確定な境界等も含まれておりますので、残務の事業としては残りますので、そこには係の業務としての仕事も残るとということで、若干名の配置がえ等は出てきますけれども、その辺については今検討を行っているところでございます。

それから、あと前回もちょっと回答させていただきましたけど、22年、23年につきましては定員管理144名ということで、先ほど言いました国土調査の分はちょっと前倒しをしたような形で今回の募集を行っております。それは後で質問等あっておりますようにこういう状況で長期療養者が出ておるといっても加味して今回新採の採用等も考えております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

では、次に質問移らせていただきます。

済みません、戻らせていただきます。

最後ですけども、佐賀新聞のニュースで佐賀県のラスパイレス指数が95.8と、2年連続市町平均下回るといって、その記事の中で市町では平均96.9で前年より0.5ポイント上昇、鹿島市の100.1が最も高く、次いで鳥栖市の99.7、基山町の99.0の順、最も低かったのは給与カットを実施した大町町の90.7で上峰町91.0、玄海町92.5と、こういうふうな記事が出ております。これは多くの町民も見ちゃってると思います。なぜこういった質問を今回させていただきますかということ、やはり町財政に合った、昨日なんですけどもある種の団体の会合に出ましたときに財政面が非常に厳しいということで、この赤字をどうやって埋めていこうかということになった場合に、会費を上げていこうか、手数料を上げていこうか、事業を減らしていこうかというお話がございました。事業はもう減らしに減らしをしていると。ただ、これ以上減らしていくと、この団体の存在意義がなくなってしまうと、ましてや会員の皆様にお返しできる部分がなくなってくるということはこの町内の組織でも、またその上にある県の組織でも同じようなことを言われております。でも、どこかで何かを削減していかないと維持管理はできないし、その団体の存在も危うくなってくると思っております。その団体はことしが改革元年度と、50年間一生懸命まじめに働いてきて何とかいろんな子供もでき、結婚もでき、家も持てたと、そういう職員がいる、またそれによって我々関係者も潤ってきたということではありますが、これから先の年はまじめにやっただけではだめだと。

考え方を变化させ、今までにないような考え方の動き方、そういうものを持って進んでいかなければ、とてもこのような中で存在意義はなくなってきてしまうというお話がございました。来年、再来年とか5年後という話ではございません、私がお願いをして今回質問している趣旨は、これからの10年後、20年後、50年後をどうやって基山町が行くのか、基山町は今のところ単独で行っていくということであれば、より一層の厳しい考え方、モチベーションで行かなければ町民の負託にはこらえられないと思って今回少し厳し過ぎるような発言をさせていただきますけども、その辺のところをお酌み取りいただき、よろしくをお願いをしたいと思っております。

次に移ります。

先ほどの答弁で3名の方が休職中であるということですが、その休職中、休職はどれぐらいの期間休職されているのか、お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

3名の病休をいたしておりますけれども、それぞれ病気の始まり等が違いますので。ただ、病休という形は3カ月が有給の給料を支払う期間の病休になります。3カ月を過ぎますと給料カット等も生じまして休職処分となっていきますので、ただ病名を伺いますとそれぞれの主治医から聞いても最低6カ月はかかるのではないかなというような回答はいただいております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今回のこの質問をしたきっかけとなりましたのが、これも人事院勧告の要旨の中で8月10日に発表された分ですが、人事管理に関する報告として一番最後に、心の病で長期休職した職員について復職前に試験的に出勤するなど円滑な職場復帰、再発防止策を推進ということが初めてこうやって上がってきております。平成19年のある市議会の一般質問の中であつたんですけども、10年前、平成19年の10年前ですから平成9年ごろですね、こういった公務員の職員10万人当たり223人の精神疾患とか、また何らかの理由によって休職者がいると。10年たった今、10万人当たり702人、2倍強にふえていると。これが3年前の話でございますので、今の数字で言うと、もう少し上がってきてるし、実際こうやって人事院勧告で出てきているような文言が出てきているわけですね。その対策として大阪の枚方市では、ストレスケア専門の支援プログラムと、復職プログラムというものを策定しているところもありますし、いろんなところでしているわけですね。この基山町でそういった心またはストレスによって職場を休職される方が今後出る可能性が非常に高いと思ひまして、今基山町でそういった対策をしているとか支援プログラムを作成してるとか、そういった規則、要綱があるとか、そう

ということがありましたらお教え願いたいと思います。また、その対策等を何かとられていらっしゃるいましたらお教えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、長期休職者の部分につきましては、最近こういう状況が出てまいりまして、よそごとかなということだと思っただけですけども、内容をこういった形で出てくるちゅうことは、かなり今後も出てくるのではないかということで、先ほど言われましたようにまず職場復帰については総務省のほうも事例がないということで、今言われましたように職場に復帰するまでに試し運転といいますか、試しの職場経験を積ませるべきではないかというような指針は今つくられております。それをうちのほうも人事院勧告のほう、総務省のほうから案が出てきた分を読ませていただきましたけれども、ただそれが本当に有給で行えるものか無給で行えるものかということがまだその中に入っておりませんので、その辺はうちのほうよりもまだ総務省のほう最終的には判断してくるのではないかと考えております。

それから、町のほうで今どういう状況でやってるかということは、昨日も重松議員のほうからも質問がありましたけれども、今の状況を踏まえまして職員の健康相談を定期的を実施するというで職員に全部チラシを配布しまして産業医が自由に相談ができるような体制づくりまでしか今のところはできておりません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

新潟県の職場復帰支援実施要綱ということで出ております。内容が、支援要否の申し出から支援体制、支援内容、職場復帰プラン、それから試し出勤ということは、これ平成18年に施行されております。そのほかにも庄原市とかも行ってありますし、先ほど言いました大阪の枚方市でも行われております。町では産業医ということで池田先生をお願いされてるということでありますけども、専門のそういった精神疾患とかそういったストレスケア専門の方をお願いをしていただいて、早期に発見、発見というものおかしいですけども、申せて、なるべくそういった職員の方に不都合な状態が起きないような、事前に事前に早急に対策をとっていただきますようお願いをいたします。

次に、2項目めに移らせていただきます。

全国学力テスト調査結果ですけども、結果の公表は行わないということであります。町単独やったら、多分怒られると思うんですけども、その公表はしないんですけども、そのデータは例えば教育委員会なり学校の中のどこの辺までそのデータを知ることができるんですか。公表は、公表といいますか、そのデータを担任、クラスの先生ですね、教職員はすべて、学校の先生はすべて知ってるという状況なのか、教育委員会だけなのか、教頭まででそのデー

タとか、どこまでの段階でこのデータは行っているのかをお願いします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

御存じかとも思いますが、今回のテストは、ことしから抽せん制になったんですね。文科省のほうはその費用の削減を図ったのか知りませんが、実は基山は小・中3校とも抽せんに漏れたわけですよ。だけど、佐賀県としては全部の県の中で比較ができないもんだから、全市町教育委員会に呼びかけて、全部かかわってほしいと、参加してほしいと。だから、私ども抽せんには漏れたものの参加をしているわけでございます。これが、もうちょっと前提にあるんですが、それで、もう採点がややこしいし、出てきた比較も非常にしにくいところもございましたが、ちょっと焦点に触れますけど、ですから一たん県で集めたものを抽出に漏れた学校は県内で採点しております。各学校から教職員を集めてこれで二百十何万円か削減したよと言っていますが、それちょっとそんなもんじゃないなと思ってますけど、大変もう1週間ぐらい教員が出てます。それで、採点をして、そのしたものは直接学校に行きます。教育委員会を通りません。そして、子供たちに返すわけですね、個人に個票を返すわけです。例えば品川君の成績は品川君に返すわけです。ですから、私どもは子供、児童の個々の成績は知りませんけれども、学校から報告がある分ではそれは知ることができます。

それから、学校の教員は、その学校であるならばすべて知ることができます。対策を練らなくちゃなりませんから、当然知るべきでございます。ただ、比較はできません。そりゃ努力すればできますけどね、もらってきて、もしくはどういふか入手して。だけど、教育委員会としては2校の成績を公開はしておりません。

以上でいいですか。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それは県のほうの発表で出ております。県のほうは、抽出をしたから県の平均は出してはおりません。ただ、平均正答率は95%の信頼区間であるとも言われております。このポイント差ですね、この比較の1.01とか0.99とかあるんですけれども、こんな比較が一番嫌なんですけども、藤津の中学校3年の数学Bが1.08で三神地区は0.99と、ほんで東松ですね、東松浦が0.92とあるんですけども、この0.92と1.08の差ですね、これはどれぐらいの差なんですか。このポイントが0.16とありますけども、これはどれぐらいの点数とかの単位なんですか、お願いします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

先ほど比較の仕方がいろいろあるって言いましたけれども、まさにそのとおりなんです。例えば今の1.05とか0.99とかというのは、これは県の得点を1と見たときの標準化得点ということであらわしてるんだそうです。私も中身詳しく携わっておりませんからわかりません。だけど、そのまま見てもらえばいいんじゃないでしょうか。平均点がそれでどのくらい差があるのかちゅうのは、私ちょっとわかりません、県に聞けばわかると思いますが。

そのところでちょっと言わせていただきたいことがあるんですが、今回の基山3校は小学校の成績は心配しておりません。これは小学校は必ず波があります、年度によって、いいとき、悪いときと。これでそんなには心配してないんですがね、中学校のほうは若干心配しております。なぜなら、二、三年前は東の雄と言われるほどに成績ががんとよかったんですよ。もうこれ御存じと思いますが、それが経年ごとに下がってきております。それを今の標準化得点でちょっと申し上げます、よろしいですか。基山中、もう1校しかありませんから基山中に限って言いますけど、平成19から22までの経年の比較なんです、国語Aで、19から行きます、1.05、1.05、1.01、0.99、これが今です。国語B、1.09、1.08、1.00、0.97、算数A、1.07、1.05、0.97、0.95、算数B、1.12、1.12ちゅうのはすごくこれはいいです、それから1.04、0.99、ことしの0.89、こういうふうには経年下がっているんですね。これで特徴的なのは20年と21年の境い目があるんですよ。21年からがたっと下がってる、がたつて言うが、これがどんくらいの平均点で言うたら何点の差があるかはさっき申しましたんようにちょっとわかりませんが、ちょっとこれが1いてないと。県を1と見たとき1いてないと。だから、県の平均より若干落ちることになります、これ期せずしてこういうことが言えるわけです。21年度から悪くなっておりますが、21年度にこれが中1のときに24人私立、県立に行ってるわけです、そのうち15人が香楠中学校、21年ですよ、そしてことし22年、この人たちが中学1年のとき29人行ってます、私立もしくは香楠中に、香楠中は18人。つまり、6学級として5人ですよ、上位5人がとられてる、しかも21年と22年は、これは香楠中は抽せんじゃなくてトップからとっています。こういう状況は幾らか影響してるかなあと。なぜなら教員は変わっておりませんから、同じじゃありません、年々教授法も変えていきます、工夫をしております、それなのにこういう状況であるということは、21年に24人、そのうち15人が香楠中、22年にことし中学1年のとき29人よそに出ている、そのうち18人が香楠中と、こういう事実もあるかなあと、このように思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それは私もこの一般質問で以前香楠中が出たとか小学生の卒業生の数よりも中学の人数がえらい減ってるじゃないかということで、こういう心配が将来起きるんじゃないかと。子供には何の罪もないわけですよ。ただ、比較とすると、そうやって0.89とかといってもるに子

供たちだけが受けてくるわけですね。ただ、そういった学習の環境を我々がつくってあげられてないということに、この大人ですね、先生も含めて我々もそうですけども、教育学習の環境をもっと真剣に考えていかないと、こうでも結果が出ましたよって、これは事前にわかってたはずだと思います。上位から30名程度抜かれていくわけですから、こういう結果はもう既に今の中学3年生が6年生、5年生のときから、それ以前からその状況は出てきたわけですから、わかっていたと思います。それは我々の怠慢がこういった子供たちに結果としてあらわれている、我々の罪がここに数字として出てきてるのが顕著じゃないかと思っております。対策委員会をつくられるということですけども、そのメンバー構成はどのような構成で行われるわけでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私どもの基山町教育委員会の学力向上対策委員会のメンバーでございますが、まず教育長、指導主事、校長、担当教諭、場合によっては課長の参加もあり得ます。こういうメンバーでやっていきたいと、このように。今、検討中、検証中でございますから、結果を分析した結果を持ち寄って対策を練らなくてはならないと。特に中学校対策は非常に急を要するかと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

このメンバーでお話をされることも大事だと思うんですけども、中学3年生という受験を控えたこの子供たちに早急に対策を練らないと思うんですけども、であるならば、もっと現場の声ですね、先ほど一番最初にお聞きしましたけども、結果はもう先生たちまで行ってるわけですよ。そしたら、もう先生たちが直話して、対策委員会からこうなさいと言うよりも、皆さんどうしますかという棚上げですね、預けて結論を出してくれと、どうするか、それに対して自分たちは100%応援するから支援をするからとって、予算措置があれば町長にお願いしますとか、そういった人員があればどっかから引っ張ってくるとか、だからスカウト制というのも私はあると聞いておりますので、3校一緒になってあの先生が欲しいとかということをやって、やっぱり先生の質もより以上に上げていかないと、これだけ悪くなってるんですから、そういった強力な体制をとっていただいて、それのとりあえずは現場の先生に100%やってもらって、それを100%や200%で支援をするという体制でなければ、対策委員会をつくられても今ほどの事例からして、やっぱり現場が燃えないと子供たちにその熱意は伝わってこないと思うんですよ。先生たちも対策委員から言われるよりも自分たちで考えて練ってアイデアであるとか指導であるとする、やはり結論を必ず求められますから、今までとは違った感情も気持ちも熱意も入ってくるんじゃないかと思うんで、そういっ

た対応をぜひお願いをしたいと思います。

次へ進ませていただきます。お願いします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

対策委員会を設けてその結果を踏まえてから指導するということは決してありません。もう既に早くから一月前ぐらいから、もう学校長集められております。それから、担当職員も集められてるはずですよ。だから、対策はもう既にそこで指導してるわけですね、県とか三神事務所が。ですから、例えば秋田県とかあの辺がいつもいいんですね。あんな言っちゃいけないけど上のほうの県がね。ところが、これはもうはっきりした一つ事実が出たんです。それは宿題の与え方が違うと。これも調査の中に出るんですよ、ちゃんと、どんな宿題かって。ほいで、非常にその宿題に考えさせる宿題が多いと。一般的に宿題ちゅうのはどこか何ページ計算をやってきなさいと、そういうことじゃなくて、思考力を高める宿題が多かったちゅうのが出てるから、もう既にそういうことは基山町も取り入れてると思います。そうなくちゃいかんと。我々が検討委員会をつくったのは、もっと理論的にきちっとしたものを結果的に出して、それをもう一回来年度に向けてやろうということで、もう既に始まっております、現場は。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ぜひよろしく願いをいたします。もうこれは来年度もその結果はあらわれてくる、数字としてきっちり出てくると思いますんで、ぜひお願いをいたしたいと思います。

続きで3番目でございます。ALTですね、この方、今何名いらっしゃるのかと、また来年それがふやされるのか、同じなのかお願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

ALTに関しましては、今2社からっております。1社はアウルズといいます。もう一社はKBS、いずれも北九州からでございます。基山小学校はアウルズ、若基小学校と基山中学校はKBS、いずれも1名ずつ。来年度はよほどのことがない限りこのとおりでいきます。むしろことしが大事なんですね、若基小が研究発表しますから。だから、来年度も同じだと思います。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

その外国語活動ですね、どういった授業の進め方をされるのか、実際見に行けばいいんですけど、行ってないんで、どういう方法でALTの先生がいらっしゃって担任の先生がいらっしゃるんですけども、お二人でどういった連携でされていくのかですね。ALTの方に担任のほうからいろんな指導をしてこういうふうな外国語活動の授業をしてくれと言えるのか、ALTが考えたものに担任の先生が沿って補助的なものでやっていくのか、どういうやり方でALTの外国語授業を進められているのか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

基本は担任です。担任がティーチャーズ1、T1、それからALTがティーチャーズ2でT2といいますが、あくまでも担任が中心にやっています。そして、カリキュラムを組んでる学校もございしますが、大体英語の音というのはこういうのがありますが、これが5年生、この2と書いてるのが6年生でございしますが、これを中心にする場合と、T1がちゃんとこういうことをやりたいということ組んでやっていると。しかし、大体これにずっと学習の進行状況に従って学年を考えてきちっとうまくできて本ですから、これを参考にすることは多いと思います。それで、あくまでも担任が中心でやってくいと。そして、ALTに例えば大事な発音が必要なときに、その先生を前につれてきてやるとか、そういうことになると思います。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

昨年度、基山小学校デジタル化が進んで液晶テレビ、それからパソコン等の連携ができるような授業ができるということでもありますけども、この外国語活動にもそういった授業がされるのか、できれば私はやっていただきたいなと思ってるんですけども、そうするといろんな教材とかいろんなやり方がよりふえてくるんじゃないかと思っております。これは外国語の基礎のものとやつをはぐくんでいこうというものだと思っておりますけども、とらえ方としてはそうは大人のほうは思いませんので、また子供たちも外国語になると特に能力の差とかいろんな差が出てくると思うんですよね。それをどうやって解消して上のほうを抑えるのか、下のほうを無理やり上げるのかどうなのか、平均でいくのか、クラスの中の並みのまま行っていけるのか。やっぱり初めてのことでですから波が出てくると思うんですよね、クラスの中でも。そのところをどうやってするのというのは、担任の先生もなかなかわかりにくいと思うんですけども、その辺のところはどうやって1年間据えてやるのかお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

この英語活動というのは英語教育じゃございませんで英語活動、あくまでも活動ですよ。これは遊びの要素もたくさんあります。何が目的かといったら、英語の発音が上手になる、英文が読める、つまり中学校の前段だという考え方は全くありません。これはあくまでも先ほど申しました外国語や国際理解に対する興味、関心を高め、コミュニケーション能力をこの英語の活動によって高めていくと、これがあくまでも目標でございますから、そりゃ幼児教育で、もう学校に入る前から英語を習ってる子はおりますよ、何人かね。そういう子はど
うするのか、上のほうはどうする、下は切ると、そういうことは全く考えられません。そういう子供は塾に行ってもらやいいことであって、塾に行ってもっと能力高めましょうから、自分で。この公立の小学校の5年、6年生というのは、あくまでもさっき申しましたような能力を培うことでやっていきます。

それから、今度買っていただきました大きな画面のテレビは、大型テレビ、50型ですか、それからもう既にあっただんですが電子黒板もございます。今、各校に今度の今年度から政府のああいうふうなやり方でたくさんの電子黒板等が入っておりますので、そういうことも英語活動の中に利用できると思いますが、電子黒板のほうは大変な能力が要りますので、まず教員のその操作能力を養わなくちゃなりませんので、時々講習会をやっています。そうしないと、使いこなし切らん面もございます。ところが、テレビのほうにはちゃんとつなげますから、これは簡単にできると思います。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

本当にインターネット非常に便利なもので、現場の教師が考える外国語活動必修化の課題と展望とか、こんなん出てくるんですね。パソコンですね、非常に難しいところもあるし、使いこなすのは大変だと思えますけれども、せつかくあるものですから、より先生に子供たちのためと思って頑張っていて覚えていただいて、デジタル化ですからいろんなものでパソコンでも使えますので、DVDとか実際に見ながらその雰囲気とか親しむこともより親しみやすくより子供たちの将来のために使える部分も出てくるかと思えます。ぜひ有効活用していただいて、そして子供たちを大きくはぐくんでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで3時40分まで休憩いたします。

～午後3時28分 休憩～

～午後3時40分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

これより今定例会に通告なさいました一般質問の最終日のトリを池田実議員が行いますので。池田実議員。

13番（池田 実君）（登壇）

トリではございません。どんじりでございます。

町政会に所属いたしております13番議員の池田でございます。本定例会の最後の質問者でお疲れさまでございますが、いましばらくの御辛抱をお願いいたします。

通告をいたしておりましたとおり、基山町総合計画の平成22年度版実施計画、基山町のホームページ、後期高齢者医療制度の3点についてお尋ねをいたしたいと思っておりますので、明確な御答弁を期待しお願いを申し上げます。

まず初めに、質問事項の1、基山町総合計画についてでございますが、本年6月に平成22年度版の実施計画が配布をされました。そこで、質問の要旨(1)でございますが、平成22年度版の実施計画では、これまでと異なり大きな改定がなされております。その改定理由についてアからカまで6点ほど具体的にお尋ねをいたします。

まず第1点、アは、平成18年度より踏襲されてきました実施計画総括表、これはハード事業、ソフト事業別になっておりましたが、この様式が大幅に変更されております。これはなぜでしょうか。

2点目、イ、行政分野別の事業名、事業内容の具体的な記述がなくなり項目名に変わっております。なぜ事業名、事業内容の具体的な記述が消えたのでしょうか。

3点目、ウ、行政分野別の事業名ごとにハード事業、ソフト事業が示されておりましたが、それが消えております。なぜでしょうか。

4点目のエ、事業費について単独か補助かの欄が消えております。どうしてでしょうか。

5点目のオ、総事業費の欄が消えております。どうしてでしょうか。

この項最後の6点目、カ、実施年度の欄が消えておりますが、どうしてでしょうか。

以上、実施計画について肝心の具体的な事業名、事業内容が全く見えない大変大幅な変更改定がなされておりますが、その理由について確認をさせていただきます。

次に、質問事項の2、基山町ホームページについてでございます。質問要旨の(1)その利用状況についてでございます。基山町在住者の利用実態は把握されているのでしょうか、お伺いをいたします。

質問要旨の(2)ウェブ町長室について3点ほどお伺いをいたします。

1点目のア、ウェブ町長室の投稿、公開のルールはどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。ホームページにはウェブ町長室としてメールの取り扱い、回答のルール、メールの送信方法が一応示されておりますが、必ずしも明確ではないように思われます。

2点目のイ、投稿者には住所、氏名を明確にさせるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目のウ、ホームページへの掲載は匿名とせず、実名を明示し、原文をそのまま掲載すべきではないかと思いますが、御見解を賜りたいと思います。

この項最後の質問要旨の(3)予約システムについてでございますが、2点ほどお伺いをいたします。

その1点目のア、基山町のホームページはたしか平成4年に開設され、その後平成16年6月に改定され現在のものになったと思いますが、その中の施設案内の中で施設の予約、取り消し、予約した内容の確認は6年以上経過したいまだに「ただいま調整中につき御利用できません」と変わっておりません。これはいつ解消されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目のイ、この事項に関しましては幾度となくお尋ねをいたしておりますが、施設の予約、取り消し、予約した内容の確認を立ち上げるお考えがないのであれば削除すべきではないかと思いますがいかがでしょうか、再度御見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上でこの項については終わらせていただきます。

最後に、質問事項の3、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度は、御案内のとおり国や地方の自治体の税金から5割、現役世代の保険料から4割を負担していただき、残り1割を75歳以上の高齢者が負担する制度で、平成20年4月から施行されております。しかしながら、うば捨て山とか高齢者は死ぬというのか、さんざんこけにされてきております。昨年8月の総選挙では、民主党のマニフェストに即刻廃止とうたわれておりましたが、いまだにそのままになっております。

そこで、質問要旨の(1)基山町の国民健康保険制度から佐賀県後期高齢者医療制度へ移行した高齢者の保険料はどのように変わったのかお伺いをいたします。

質問要旨の(2)は、後期高齢者への移行により保険料がアップした高齢者はおられるのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、池田実議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1の総合計画実施計画についてでございます。(1)平成22年度版の改定理由について。アの平成18年度より踏襲されてきた実施計画書総括表の様式が大幅に変更されておると。イの行政分野別の事業名、事業内容の具体的な記述がなくなり項目別になっているということ。ウの行政分野別の事業名ごとにハード事業、ソフト事業が示されていたが、それが消えておるとということ。エの事業費が単独か補助の欄が消えていると。オの総事業費の欄が消えていると。カの実施年度の欄が消えているというお尋ねでございます。これらは改定理由が同じであるため、一括して回答させていただきます。

総合計画の基本構想の第1節、まちづくりの推進方策の一つとして政策判断の合理性を高

めることを掲げております。これに基づいて事務事業の評価制度を行うため、基本計画の章、節、施策の方向の分類ごとに予算総額を振り分けた形で今回の実施計画を作成をいたしましたということです。

2番目の基山町ホームページについてです。(1)の利用状況について。ア、基山町在住者の利用実態は把握されておるかということですが、町内の方の利用実態は現在のところは把握しておりません。

それから、(2)のウエブ町長室について。アのウエブ町長室への投稿、公開のルールはどうなっているのかということです。メールは政策提案や夢のある提案、アイデアをお願いをいたしております。その場合は、必ず住所、名前、メールアドレスを記載していただくことになっています。確認後、14日以内に回答し、ホームページ上に公開します。公開は原則3カ月といたします。

イの投稿者には住所、氏名を明確にさせるべきではないかということですが、アで回答いたしましたように、住所、氏名を記載するようになっております。

ウのホームページへの掲載は匿名とせず実名を示し原文そのまま掲載すべきではないかということですが、広く皆様からの情報提案等をいただくため、実名については公表いたしておりません。内容については、原則原文掲載にしていますが、不適切な内容については削除する場合がございます。

(3)予約システムについて。アの平成4年の全面改定より施設案内の施設の予約、取り消し、予約した内容の確認はいまだに「ただいま調整中につき御利用できません」と変わっていない。これはいつ解消するのかということですが、施設案内が一つのシステムのため、施設の予約、取り消し等のその部分だけを削除すれば他の機能に影響を及ぼす可能性があるため、リニューアルに合わせて対応をいたします。

それから、イの施設の予約、取り消し、予約した内容の確認を立ち上げないのであれば削除すべきではないかと、再度問うということですが、現在ホームページリニューアルに向けて作業を行っております。その中で整理させていただきます。

3番目の後期高齢者医療制度についてで、(1)基山町の国民健康保険制度から佐賀県の後期高齢者医療制度へ移行した高齢者の保険料額はどう変わったかということです。基山町の国民健康保険制度から佐賀県の後期高齢者医療制度へ移行した高齢者の保険料について御説明を申し上げますと、平成19年度までは国民健康保険税として支払っていただいております。税率につきましては所得割が10%、均等割が26,300円、平等割が34,200円でした。平成20年度より後期高齢者保険料として医療保険を支払っていただいております。こちらの税率につきましては所得割が8.8%、均等割が47,400円です。仮に夫の所得2,000千円、妻の所得0として仮計算した場合は、国保であった平成19年度が227,500円、後期高齢になられた平成20年度は194,300円と33,200円の減額となっております。所得割の率が後期高齢保険料のほうが低いものですから、所得の高い方ほど減額になる傾向となっております。

す。

(2)の保険料がアップした高齢者はあるのかということですが、高齢者のみの世帯の場合では、同じ所得であれば保険料がアップした方はおられません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ありがとうございました。

それでは、2回目の再質問でございますが、余りにも誠意の感じられませんでした質問事項の1は、最後にじっくり質問させていただくことにいたしまして、質問事項3から入らせていただきます。

その後期高齢者医療制度でございますが、大変御丁寧な御回答をいただき感謝をいたしております。基山町の国民健康保険制度から佐賀県の後期高齢者医療制度へ移行した高齢者の保険料は減額となっており、基山町では保険料がアップした高齢者はおられないということでございます。私ごとで恐縮でございますが、私も昨年5月、後期高齢者の仲間入りをさせていただきました。そのため後期高齢者医療制度の適用となり、保険料が確定をいたしております。昨年は国保からの一部移行でございましたので比較はできませんが、その前の平成20年度の国民健康保険税は560,500円、平成22年度の今年の後期高齢者保険料は家内の分を含めましても473,900円と100千円近く安くなっており大変恩恵をこうむっております。

そこで、この制度が発足しましたときに大変な批判、反対があったように思いますが、その理由について、もし御見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほどの御質問なんですけれども、先ほどどちらかの議員さんが言われてましたように、当初うば捨て山とかいろんな形で批判をされておりました。結果的にはそれがそのまま実施されておりました、20年度からですね、やっと定着をするかなと思ってましたところ、先ほど議員も申されましたように政権等がかわりまして、これも行く行くは平成24年度いっぱい国保に移行していくというような今流れになっておりました、結果的にそういう批判がありましたけれども、定着しかかったところでまた制度が変わっていくということになってますので、ちょっと担当としてもせつなくなつたのに、また変わっていくということになってますので、大変制度的にはちょっと何とも申せませんが、なかなかころころ変わりますので、担当としては大変苦慮いたしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ありがとうございました。確かに去年の選挙時では即もう廃止というふうに言ってましたけども、それが延び延びになって、最近では何か24年ぐらいにまたなくすというようなことを言ってるようでございますけれども、私ども後期高齢者にとりましては、その現役世代の保険料から4割御負担をいただいておりますので、それらの方々には御不満があるのではないかと思いますけれども、これはいずれ順送りでございますので、後期高齢者になられるわけですから、そういう意味ではこの制度も私は維持していただけたらと願っております。ということで、この項について終わらせていただきます。

次に、質問事項の2、基山町のホームページについてでございますが、質問要旨の(1)基山町在住者の利用実態でございますが、現在のところ把握はしておりませんとのことございました。平成4年の開設以来、現在までに40万6,000件を超えるアクセスがっておりますが、この中にどのぐらいの基山町在住者あるいはリピーターがおられるのか、これからの協働のまちづくりを進めていく上でもぜひとも把握しておく必要があるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。御見解を賜りたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

ホームページの御質問でございますが、今、御指摘のとおりアクセス数につきましては40万件おかげさまで超えさせていただいております。月平均6,500件程度ごらんになっていただいていると思っておりますが、その中で基山町の方がどれだけごらんいただいているかということは、申しわけございませんが、この中の数字では判別できません。ですから、別の方法で利用者の実態を把握するためには行わなければならないと思っておりますが、今現在ではその把握をいたしておりません。ただ、御指摘のとおり、予定では来年の4月から協働のまちづくりという形で入ってまいりますので、できるだけそういう基山町の方の状況を把握するには当然必要だと思っております。

それともう一点、ホームページにつきましては基山町の方はもちろんごらんいただけるのはもちろんのことですけれども、やはり発信ということもございまして、それ以外の方、全国の方に見ていただけるのも必要かということもございまして、そういう面も含めまして利用実態についてはできる範囲で今後調査をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

確かに40万件を超えるアクセス数がございますけれども、その中の例えば大半が基山町の在住者なのか、あるいは基山町以外の方からなのか、大まかな把握ぐらいはしておかな

いと、確かに県外の方あるいは町外の方からのアクセスというのは望ましいんですけども、そのあたりの実態をつかんでおかないと、これからの協働のまちづくりでいろんなことを流される場合、私は問題があるのではないかなという気がします。それで、何らかの形ということですけども、一番簡単なのは基山町世帯にアンケートぐらい何かうまい方法でとってそういうことを見ておられますかというようなアンケートぐらいで余金をかけずに実態を把握されるのがいいんじゃないかなあというふうに思いますけれども、そういったことを要望しましてこの項を終わらせていただきます。

次に、質問要旨(2)のウェブ町長室でございますが、1点目の投稿、公開のルールは、メールは政策提案や夢のある提案、アイデアをお願いしています。その場合は必ず住所、名前、メールアドレスを記載していただくことになっております。確認後、14日以内に回答し、ホームページに公開します。公開は原則3カ月としますとのことでございます。ここにウェブ町長室の案内がございます。ホームページから拾った分ですけども、この中に確かに住所、お名前、メールアドレス、テーマという項があるんですけども、これを必ず記入してくださいというのとずれ違っとるんですよ。メールの送信方法ちゅうのがございまして、町長あてのメールは政策提案や夢のある御提案、アイデアをお寄せください。その次に、御提案の内容や背景などできるだけ具体的に御記入ください。送信の場合は、下記内容を必ず記載してくださいとあって、その次にもう一項です、内容が不足している場合はお答えできない場合もあります。その次に、今度は米印があって、メールのタイトルには必ずウェブ町長室と入れてくださいということがあって、その下に住所、お名前、メールアドレス、テーマとなっています。だから、このことを必ず御記入くださいませちゅうのがぴんとこないと思うんですよ。そういうふうに私は思いますけれども、御見解があればお聞かせいただきたいと思えます。（「ただいまリニューアルしてます」と呼ぶ者あり）いや、なければ、結構です。

それから次に、ホームページへの掲載の条件でございますが、政策提案や夢のある提案、アイデアを広く皆様方からいただくということであれば、むしろ実名を公表することのほうが好ましいのではないですかということをお願いなんですけどもいかがでしょうか。自分がこういう提案をしたよということがホームページにはっきり載るほうが、誹謗中傷であれば、こりゃしくいと思うんですけども、でなくて本当に夢のある提案をするんだったら、自分がこういう提案をしたんだよということがわかるほうが私は実名をすることによってわかるほうがいいのではないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。逆に不適切なことを書かれる場合、これも実名を載っければ、そういうのは消えていくんじゃないかというふうに逆に私は思うんですけども、そのことについてのちょっと御見解をいただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今、御指摘の実名の公表ということでございます。これちょっとようお話聞いてみました

ところ、まちづくり基本条例の中でも出す、出さないでいろいろと御検討いただいて意見それぞれ分かれたというふうにはちょっと聞いたことございますので、やはり御指摘のとおりそういう面では実名公表もありかなという面も確かにございます。ただ、御意見、提案を出していただくことが基本的には目的でございますので、できるだけそういう縛りのない中でしていただいたほうが、よりよく広く出していただけるかなというそういう考えのもとに実名公表をさせていただいてないということでございますので、そこら辺公表したほうがいいかいけないかということについては、私もちょっとここでどちらがいいという判断は申しわけございませんができません。ただ、広く皆様からいただくためにはどうしたらいいかというのは、今後考えていかなければならないというふうには思っているところでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

確かに広くいただくということと、その実名の公表がどういうふうにつながるのか私自身わかりませんが、今ここで結論をということじゃございません。私の考えは私自身はそういう考えを持っておりますので、これからぜひ御検討いただきたいということで終わらせていただきます。

この項最後の質問要旨(3)の予約システムでございますけれども、これまで何回か、最近では去年の6月にも質問をさせていただいておりますけれども、今回のリニューアルに合わせて対応したいということでございますので、施設の予約、取り消し、予約した内容の確認のシステムを立ち上げないのであれば削除されるよう要望いたしております。ただ、現在の中でもあの2項を削って特に問題があるというふうには私は思いませんけれども、その辺は見解の違いだと思いますので申し上げますが、削除されるよう要望いたしておきます。ただ、このようなシステムがみやき町などではずっと稼働しております。そういう市町もあるということをおし添えましてこの項は終わらせていただきます。

そこで、最後に回しました総合計画実施計画でございますが、余りにもそっけない、意味が理解しにくい、しかも6項目を一括して極めて抽象的な御回答で再質問する気にはなかなかありませんでしたけれども、気を取り直して質問させていただきます。

お伺いしたかったのは、総合計画が実施された平成18年度から昨年の21年度までの4年間踏襲されてきました実施計画総括表ががらっと様式が変わっております。御存じかと思うんですけども、ハード事業、ソフト事業、それから都市環境整備計画とかずっと4年間同じような形でいろんな事業名、事業内容、実施年度、総事業費、単独、補助の別とかというのがずっと実施年度まで入ったんですけども、18年度から、これが今回はこれに変わりました、これです、最後に言いますと、3ページぐらいで実施計画表、確かに項目名で第1章、町民と行政との協働のまちづくりを目指してということで総括して幾ら、その中の第1節、協働のシステムを構築します、これで幾ら、参加の仕組みづくりとか、情報の共有とか、

全くその具体的なことがわからないんですよ。単に総合計画のこの基本計画の中にある項目をそのまま持ってきて割り振ってあるんですね。これがどうしてなのか私にはわかりません。

それで、お伺いしたかったのは、そういう様式ががらっと変わったことの意図、理由でございますが、御回答によりますと、総合計画の基本構想の第1節、まちづくりの推進方策の一つとして政策判断の合理性を高めることを掲げています。事務事業の評価制度を行うため、基本計画の章、節、施策の方向の分類ごとに予算総額を振り分けた形で今回の実施計画を作成いたしましたというふうな御回答でございました。御回答いただいた意味が、私頭が悪いんでしょうか、よく理解できませんけれども、総合計画は平成18年の制定以来変わっておりませんので、5年目の実施計画でなぜ基本計画の章、節、施策の方向の分類ごとに予算総額を振り分ける形で作成されたのか、また事務事業の評価制度を行うためとはどういうことでしょうか。もう少しちょっと頭の悪い私ができるようにお答えいただけないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

私の回答の前にいろいろと御意見いただいておりますが、確かに今回大幅に変えております。これはもう本当私も大変ある面では申しわけなく思っております。非常に具体性のあった内容から抽象的になってるということは、もう確かに御指摘のとおりでございます。ただ、これには理由がございまして、本来であれば18年度からの新しい総合計画を作成しておりますので、その時点で実施計画の形をちょっと変えまして以前の実施計画に比べてちょっとリニューアルじゃないですがこの総合計画に合わせて作り直しておりますが、本来であればこのときから評価制度を主体とした実施計画につくるべきであったというふうに思っております。わかりにくいということで回答申しわけなかったんですが、総合計画に明記しておりますにつきましては、政策判断の合理性を高めますということで回答させていただいておりますが、透明性の高い行政運営を行っていくためには、内部の評価だけではなくて事務事業の評価制度を確立して計画や事業の目標とその達成度を検証するというのがございます。ですから、今後はこの目標と達成度、これを主体に作成をさせていただきたいというのが一番の意味でございます。ただ、これが今回の数字を総合的に羅列したという形だけで終わっておりまして、そこら辺が非常に抽象的でありますので、本来からいいますとこれに主な事業をある程度上げさせていただきまして、どれくらい達成してるかというような形で今後持っていていかせていただきたいというふうで、今までみたいに何々事業を何年度から何年度まででどれだけやりますという形ではなくて、何々の事業を今の時点でどれくらい目標を達成してるかという形に変えさせていただきたいということが主でございます。ただ、今回につきましては、まだその一番最初でちょっといろいろと御指摘もありましたので、当然また検討し直す必要があると思っておりますし、鳥栖あたりがそういう評価制度で実施計画をつくっております。だから、そういうのを参考にしながら、今までの数字の羅列といいますが、

何々事業をこれだけやりますじゃなくて、こういう事業については今こういう形での達成度をやっておりますと、やってない部分についてはこういう事情でまだ達成できておりませんというような内容でもう少し詳しくつくらせていただかねばならないというふうに反省も込めて今回申しわけなく思っております。目的的にはそういうことで変えさせていただいたと。それと、5年目の節目になっておりますので、総合計画の内容も含めまして見直しをある程度やっていきたいという中で、今回その節目の年という形で変更させていただいたのと、もう一点は例年6月ごろに出させていただいておりました、これ私が前企画のほうにおったときからも大体6月ごろに出させていただいておりましたが、その当時から当初予算をいろいろと審議する際にはこの実施計画が必要だということと言われておりましたので、今回はそれに合わせて3月に差し上げる予定でしておりまして、そのためには予算総額を振り分けてその内容と同じ数値的な問題もありましたので、そういう予定で進めてたということで変わってきたという2点が主な改正の理由でございます。内容につきましては再三申し上げますが、非常にわかりにくく突然に大幅に変わったということにつきましては大変申しわけなく思っておりますので、今後はこれをできるだけわかりやすく、ただし評価をさせていただくという形での内容には変えさせていただきたいということで御了解をいただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

全くわかりません。評価するためにこういったこういう形にされたということでしょう、ですけども具体的なものがなくて、どうして評価ができるんでしょうか。その辺がわかりません。いわゆる総合計画の基本計画の章とか節に応じて抽象的な表現がずっとあるやつがただ書いてあって、それに対してどう達成したか、達成しなかったかということの評価ちゅうのができるんですか。また、その意義がありますか。（「出てこんよ。そのバックデータがないと出てこんとよ」と呼ぶ者あり）こちら側のほうで一生懸命言ってますので。いや、ここで見せていただいて、項目名と22、23、24って書いてますけども、これ。だから、在宅福祉サービスの充実、これに幾ら、それだけでわかりますか、評価ができますか。（「わからん」と呼ぶ者あり）

それから、分類ごとに予算の総額を振り分けた形で作成したとありますけれども、具体的な事業、事業内容などから積み上げてきた形で実施計画を策定するんじゃないかと思うんですけども、これ違うんですか。そういう具体的なものを積み上げてきてつくっていくのが基本計画じゃなくて実施計画じゃないですか。各年度ごとにこれから3年間のことを考えてこういうことを事業名、事業内容、いろんな条件をつけてつくるのが実施計画じゃないんですか。基本計画はわかるんですよ、基本は。基本計画をベースにして具体的にどういうことをこれから3年間やっていきたいと思いますというのがこれまでの実施計画だと私は理解しとる

んですけども、それが完全にもう具体的な内容が消えて抽象的になってるものですから、これどうやって評価をされるのか、あるいは事務事業の何とかちゅうてありますけども、これ事務事業って何ですかね。事務事業の評価制度を行うためと。もうそれも私わかりません。

議長（酒井恵明君）

答弁できますか。

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

～午後4時22分 休憩～

～午後4時34分 再開～

議長（酒井恵明君）

答弁調整のために暫時休憩いたしておりました。大変申しわけございません。会議を再開し、池田実議員の質問に対する答弁を企画政策課長に求めます。企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

大変貴重な時間を答弁調整のために使わせていただいて大変申しわけございません。

まず、おわびをさせていただきたいと思います。こういうふうには私たちの総合計画にのっておる項目について、それに従って変えさせていただいたつもりでございましたけれども、そのためにはまず皆様方に事前説明をするべきだということでもございました。それを今回それをする事なく大幅な変更をさせていただきましたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。そのことに立ちまして、まずこれの数字を積み上げましたバックデータを後で精査の上、また出させていただきたいと思いますので、その点で御了解をいただきたい。ただ、来年度以降は先ほども再三申し上げておりますが、やはり事務事業の評価をさせていただくということが目的でございますので、そういう観点から実施計画の作成をさせていただきたい。これはもちろんわかりやすい形で、今回みたいな数字だけの上げ方ということは大変申しわけなく思っておりますけれども、わかりやすいやり方で、項目的にはこういう表現をさせていただきたいと思っておりますけれども、内容につきましてはそういう評価ということの目標、それから達成度を中心とした内容で実施計画の作成をさせていただきたいということで御了解いただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

議長（酒井恵明君）

質問者の池田議員、よろしゅうございますか。

13番（池田 実君）（登壇）

ぜひバックデータも、この総括表ですか、その根源となるデータをできるだけわかりやすい形で追加させていただきたい。それからまた、来年度の実施計画については、もう少し見やすいような形に変えていただけることをお願いをしておきます。もうこの件については、もうこれで終わらせていただきます。時間も来てますんで。

ただ、もう一言だけ言わせていただきます。この総括表、この中に総括表以外で一言言わせていただきたいと思っておりますけれども、これは22年度版でございますけれども、21年度版か

ら見ますと、2ページの総論のこの上半分ぐらい、これは現在の社会金融情勢等に合わせた変更が21年度版よりなされております。それはそれでいいと思うんですけども、毎回毎回そういうふうになってますんで、下っ側はもうほとんどそのままです。そのせいでころころ変わるわけないわけですからいいと思うんですが、ただ2カ所ほどちょっとおかしいのに気がつきました。その一つが、7ページのこの文章の分ですけれども、7ページの項目的には6ページの3の豊かな心をはぐくみ文化を受け継ぐ町という中で(1)の子供たちの個性をはぐくむ教育環境づくりの中の 学校施設の整備と活用という項がございます。その冒頭に基山小学校の全面改築に努めと(「終わっとるちゅうの」「終わっとる」「終わっとることを」と呼ぶ者あり)既に終わってる基山小学校の全面改築に努めというのは、これは21年度版がそのまま残っております。それからもう一つ、その下のいつでもだれでもが学ぶ生きがいづくりの 学習活動の場の充実というところで、町民会館、体育施設に指定管理者制度を導入しとあります。もう導入は終わっています。だから、これはぜひ訂正してお出しいただきたいと思っておりますけれども、確認が十分されてないんじゃないかと思うんですが、もし御見解があればお聞かせください。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(岩坂唯宜君)(登壇)

今の御指摘につきましては確認を實際いたしておりますが、総合計画の内容的にはこういう表現ということでこういう書き方をさせていただいておりますが、やはり検討して変えていかなければいけないと思っております。確かに「努め」とか「導入し」とか終わってることに対してそれをそのまま表現するということにつきましては、大変申しわけなく思っております。再度のチェックをいたしましてこういうことのないように今後行っていきたいと思っております。断りを言うことばっかして本当申しわけございませんけども、今回につきましては本当私の完全チェックをしております関係で御迷惑をおかけいたしました大変申しわけなく思っております。

議長(酒井恵明君)

池田議員。

13番(池田 実君)(登壇)

総括の前段はぴしっと今日の金融状況とか経済見通しとか、そういうのをちゃんと入れて書きかえがされております。ですから、そのようにそれ以外の分についてもやはり見直しをきちっとされて訂正をしていただかんといかんじゃないかというふうに思います。いろいろと口汚いことを申し上げましたけども、申しわけなく思いますが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(酒井恵明君)

以上で池田実議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会いたします。

～午後 4 時42分 散会～